平成 26 年度　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 25 年度分）報告書

平成 26 年 8 月

清瀬市教育委員会

目　　次

第1　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について …… 1

第2　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について …… 1

第3　基本方針と目標達成のための5つの柱 …… 2

第4　清瀬市教育委員会教育目標 …… 5

第5　清瀬市教育委員の活動状況 …… 10

第6　重点事業と具体的施策の取り組み状況及び今後の方向性 …… 18

1　地域と共に子どもを育む清瀬 …… 18

2　基本的な生活習慣を育む清瀬 …… 23

3　美しい緑・自然と文化を誇る清瀬 …… 27

4　学校が自信を持ち信頼される清瀬 …… 32

5　生涯学び社会に貢献する清瀬 …… 43

第7　点検・評価に関する有識者からの意見について …… 50

〈資料1〉清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 …… 55

〈資料2〉清瀬市教育総合計画マスタープラン（概要版） …… 56

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）が改正され、教育委員会は、その教育行政の事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

清瀬市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書として取りまとめたものです。

第２　清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の目的及び実施方針について

１　点検及び評価の対象と目的

この点検及び評価は、平成 18 年度に策定した「清瀬市教育総合計画マスタープラン」の基本方針に基づく主要施策について、平成 25 年度に実施した事務事業を対象に行い、施策の取り組み状況及び今後の取組の方向性を明らかにすることにより、平成 27 年度までの到達目標に向かって計画的・継続的な取り組みができるように、効果的な教育行政を進めます。

２　点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

(2)　点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けるものとする。

【清瀬市教育総合計画マスタープラン】

「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、基本方針と目標達成のための 5 つの柱立てをして、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の教育を集中的・計画的に実施していくための数値目標を定めています。

この計画は 10 年間の長期に及ぶため、社会の状況の変化等により、事業の見直しを迫られることが予想されることから、新たな課題に対応していくため策定から 5 年後の平成 22 年度に目標設定の見直しを行いました。

第３　基本方針と目標達成のための５つの柱

（清瀬市教育総合計画マスタープラン）

１　基本方針

○ 活き活きとした学び合いができる教育環境を実現します。

○ 当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底します。

○ ５つの柱で事業を展開します。

（１）地域と共に子どもを育む清瀬

（２）基本的な生活習慣を育む清瀬

（３）美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

（４）学校が自信をもち信頼される清瀬

（５）生涯学び社会に貢献する清瀬

21 世紀の清瀬市は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりをはぐくみ、市民と行政が協働するまち、川や農地や雑木林等のかけがえのない美しい自然と、医業・福祉施設の集積を活用しながら、だれもが安心して快適に生活できるまちを目指しています。

このようなまちづくりを実現するための教育の果たす役割は、市民一人ひとりが活き活きと学び合う姿を実現することにあると考えます。

「活き活き」とは、自己満足のレベルに留まらず個々に身に付けているものを互いに学び合いながら、活力のある活発な活動を展開する姿であります。

また、教育の現状を分析しますと、今までの教育が培ってきた「勤勉さ」「正義感」「生活習慣」「規範意識」等への価値の軽視が、さまざまな教育課題となっていることから、当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底させる必要があります。

そこで、10 年後の清瀬の教育の姿を「活き活きと学び合う清瀬」を基本理念として、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底していきます。

そして、学校教育と生涯学習、他部署との連携を統合させながら、５つの柱を立て、事業を展開していきます。

２　目標達成のための５つの柱

活き活きと学び合う清瀬の教育を実現するために「５つの柱」で取り組みます。

（１）地域と共に子どもを育む清瀬

地域社会の大人一人ひとりが積極的に関わって、学校や家庭そして地域社会が互いに支え合うことが、だれもが安心して生活できるまちづくりの基本と考えます。

また、教育の基本である「子どもは地域の中で育てる」という理念のもとに、清瀬ならではの取組をさらに充実・発展させていきます。

○ だれもが参画し学び合える地域社会を進めていきます。

○ 地域が子どもを育てる取組を充実・発展させていきます。

（２）基本的な生活習慣を育む清瀬

人が自律して生活していくために最も重要なことは、基本的な生活習慣を身に付けることです。乳幼児期の保育から、児童・生徒期での教育、成人教育とあらゆる場面で機会を捉えて、当たり前の生活習慣が当たり前にできるように意識の啓発を図っていくことが求められます。

また、市民が健康で活力のある生活を送れるように健康教育、食育等の取組を一層充実させていきます。

○ 人として当たり前にできる生活習慣を徹底していきます。

○ 健康教育・食育等を一層充実させていきます。

（３）美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

清瀬がもっている美しい緑や水、昔ながらの伝統行事は先人の残してくれた財産です。この財産を教育環境として見直し、清瀬の豊かな自然や風土、歴史等への理解を深めることによって、郷土を愛する心を育成することは、清瀬市民としての自覚を持っていただく上での極めて重要なことです。

このことは、学校教育から生涯学習にわたる広範囲の取組として統合化させ、推進していく必要があります。

○ 清瀬の自然や文化を誇る市民を育成します。

○ 学校教育から生涯学習までの取組を統合化していきます。

（４）学校が自信を持ち信頼される清瀬

学校の役割は、「確かな学力」「豊かな人間関係」「健康・体力の増進」等を子どもたちに身に付けさせることです。

このためには、正しい生活習慣や学習習慣を当たり前のこととして徹底して身に付けさせ、指導力の優れた教師を育成する施策を考えなければなりません。

そして、保護者と地域と一体となった信頼される学校をつくります。

○ 子どもに「確かな学力」「豊かな人間関係」等が身につくよう鍛えます。

○ 保護者・地域に信頼される学校をつくります。

（５）生涯学び社会に貢献する清瀬

急速に変化する現代社会では、既存の知識や技能を学ぶ一方、新たな事柄も獲得していく必要があります。

市民の方々が個々に身に付けられている専門的な知識や技能を共有化し、社会に貢献できる環境やしくみづくりを進めていきます。

○ 互いに学び合える環境づくりをより一層進めていきます。

○ 社会貢献へのしくみづくりを確立します。

第４　清瀬市教育委員会教育目標（平成 25 年度）

清瀬市教育委員会は、平和と人間を愛し人権を尊重する精神を基調とし、国家及び社会の形成者として、また広く国際社会に生き、生涯にわたって学び続ける市民として、一人一人が活き活きと学び合う喜びを実感できる教育を推進するとともに、市の基本理念である「手をつなぎ　心をつむぐ　みどりの清瀬」の実現に向けた取り組みの充実を図る。

そのために、清瀬独自の取組として、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底することを根幹として、以下の基本方針を設定する。

１　互いの人格を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、思いやりと規範意識をもって行動できる人間を育成する。
２　基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、自ら考え、判断し、表現できる人間を育成する。
３　家庭・学校・地域が積極的に関わり合いながら、互いに支え合い、学び合える人間を育成する。
４　健康で活力のある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けた人間を育成する。
５　清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する人間を育成する。
６　生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりをより一層進め、社会に貢献できる人間を育成する。

そして教育は、しつけや社会性の基礎を身に付ける家庭、自立と責任ある取り組みを通して知・徳・体を育む学校、様々な体験を通して人間関係を作る力や社会におけるルールを学ぶ地域、それぞれが責任をもち、互いに連携して取り組むことが重要であることを強く認識し、社会総がかりで子供の全人的な成長を実現する。

１　互いの人格を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、思いやりと規範意識をもって行動できる人間を育成する。

人権教育及び心の教育を充実させ、すべての子供たちに、人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、自他の生命を尊重し、思いやりや規範意識をはぐくむ教育を推進する。

（１）人権尊重の精神を培い、あらゆる偏見や差別を許さず、様々な人権課題の解決に向けて、学校教育や社会教育等を通じて人権教育を推進する。
（２）教育活動全体を通して、子供たちの自尊感情を高め、自他の生命を尊重し、命を大切にする心の教育の充実を図る。
（３）家庭や地域と連携を図りながら、教育活動全体を通して、道徳教育を推進し、子供たちの内面に根ざした道徳性を養う。
（４）互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進め、関係機関と連携・協力し、いじめ・不登校等の健全育成上の課題解決を図る。

２　基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、自ら考え、判断し、表現できる人間を育成する。

教師の指導力向上や学習環境の整備を通して、全ての子どもたちの生活習慣や学習習慣を身に付けさせる。

（１）少人数学習を展開し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、一人一人の興味・関心や習熟の程度に応じた指導の充実を図る。
（２）教育活動全体を通して言語活動の指導を推進し、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤となる言語能力の育成を図る。
（３）「読書の清瀬」を掲げ、蔵書の充実、学校図書館の環境整備を進めるとともに、図書館運営支援員等の活用を一層充実させ、児童・生徒の自主的・主体的な学習や読書活動を推進する。
（４）「スポーツの清瀬」を掲げ、教育活動全体を通して、体育・健康に関する指導の充実を図る。
（５）特別支援教育推進計画に基づき障害のある子供が一人一人のニーズに応じた教育を受けられるよう、関係機関との連携等を通して、特別支援教育のさらなる充実を図る。
（６））保・幼・小接続カリキュラムの開発を通して、保育園・幼稚園・小学校との連携を深めるとともに、就学前から就学後までの一貫した指導の充実を図る。
（７）小学生からの９年間にわたるキャリア教育を推進し、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す教育を推進する
（８）教育課題を解決するための研究を推進し、その成果を市内各校へ普及・

啓発する。
（９）教師のライフステージに応じた研修体制を充実し、教師の指導力向上を図る。

３　家庭・学校・地域が積極的に関わり合いながら、互いに支え合い、学び合える人間を育成する。

広報活動や関係機関との連携を充実し、だれもが安心して生活できるまちづくりの実現を目指し、地域の大人一人一人が積極的に関わり、家庭・学校・地域が互いに支え合う取り組みを推進する。

（１）子供が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校の危機管理体制を充実させる。さらに、家庭・学校・地域及び関係諸機関との連携を密にして、虐待や交通事故等子供の安全確保と事故防止等の徹底を図る。
（２）広報活動の工夫、学校だよりの活用や教育委員会だより、ホームページ等の充実を通し、市民に対する教育情報の周知に努める。
（３）家庭・学校・地域が連携を深め、青少年の規範意識、正しい判断力等の社会性の育成を図る。
（４）学校評価の充実や市内一斉授業公開日を「清瀬教育の日」として実施する等、地域に開かれた学校をつくるとともに、保護者や地域の学校教育への参加・協力により教育活動の充実を図る。

４　健康で活力のある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けた人間を育成する。

就学前教育、学校教育及び生涯教育を通して、市民が健康で活力のある生活を送ることができるよう意識啓発・環境づくりに努め、健康教育、食育等の取り組みの充実を図る。

（１）家庭・学校・地域が連携・協力し、健康の保持増進及び体力の向上を図る。

（２）関係部署が連携し、乳幼児期から学齢期までの家庭を対象に、講座や講演会を開催し、安心して子育てができる事業を推進する。
（３）健康に関する意識を啓発するために、市報やホームページ等を通して市民一人一人に発信していく取組に努める。
（４）心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し、基盤となる学校給食を通して、生涯にわたり自らが健康管理できる能力を身に付けるとともに地場産物の活用等により食育を推進する。

５　清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する心をもつ人間を育成する。

清瀬が有している美しい緑や水、昔ながらの伝統行事は、先人の残してくれた貴重な財産である。この財産を教育環境として活用し、清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への理解を深めることによって、郷土を愛する心を育成する。

（１）緑豊かな地域の自然を活かした環境教育の推進や文化、伝統を大切にした教育の充実を図る。
（２）生活体験活動を軸に年中行事や衣食住等、清瀬に伝わる郷土文化を学習し、その普及と伝承に努める。
（３）既存の文化財資料を整理･再構築し、講座やインターネット等を通して、広く市民が活用できるように努める。
（４）道徳教育資料の作成・活用を通して、児童・生徒に郷土を愛する心を育成する。
（５）郷土博物館と学校教育の連携を図り、郷土博物館の展示や資料が積極的に活用されるよう努める。

６　生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりをより一層進め、社会に貢献できる人間を育成する。

急速に変化する現代社会に対応するため、市民が個々に身に付けている専門的な知識や技能を共有化し、社会に貢献できる環境や仕組みづくりを構築する。

（１）情報収集と発信システムを活用し、生涯学習への積極的な参加を促進する。
（２）シニア世代が生きがいをもち、豊かな生活を送るために生涯学習の機会を充実させる。また、人材の発掘に努め、人材バンクの充実を図る。
（３）図書館ボランティアを育成し、市民協働の図書館運営を推進して図書館利用の拡大に努める。
（４）図書館と学校や関係機関が連携を図り、子供の読書活動を積極的に支援する。
（５）市民が利用・活動できる公共施設等をさらに充実させ、生涯学習・生涯スポーツの環境づくりに努める。
（６）青少年の豊かなスポーツライフを実現させ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する。
（７）生涯スポーツとしてのスポーツ・レクリェーション活動の取り組みを充実させ、市民の積極的な参加を促進する。
（８）国体実施に向け、スポーツ振興を視野に入れた積極的な取り組み及びＰＲに努める。

第５　清瀬市教育委員の活動状況（平成２５年度）

１　教育委員の構成

職　　名	氏　　名	任　　期	備　　考
委員長	松村　　重樹	自　平成 24 年　4 月　1 日 至　平成 28 年　3 月 31 日	委員長任期 自　平成 25.4.　1 至　平成 26.3.31
委員長 職務代理	伊豆倉　和惠	自　平成 22 年 10 月 11 日 至　平成 26 年　9 月 30 日	職務代理任期 自　平成 25.4.　1 至　平成 26.3.31
委　員	稲田　　瑞穂	自　平成 25 年　4 月 16 日 至　平成 29 年　4 月 15 日	
委　員	植松　　紀子	自　平成 24 年　4 月　1 日 至　平成 28 年　3 月 31 日	
教育長	東田　　勇	自　平成 24 年 10 月　1 日 至　平成 28 年　9 月 30 日	

２　教育委員会定例会・臨時会

毎月１回定例会を、必要に応じて臨時会を開催。議案、協議、報告事項等を審議した。

実　　施　　日	主　な　審　議　項　目
４月定例会 平成 25 年 4 月 26 日	議案第　７号 事務の臨時代理の承認について（清瀬市教育委員会事務局職員の任免について） 議案第　８号 清瀬市立小・中学校の教育課程について ・平成２５年度清瀬市教育委員会重点事業について ・平成２５年度研究指定校・各種委員会等について ・平成２５年度授業参観・学校公開日、小・中学校行事予定について ・教育委員会訪問参加可能日について ・平成２５年度指導課関係職員配置一覧について
第１回臨時会 平成 25 年 5 月 7 日	議案第　９号 清瀬市立公立学校教員の処分内申の承認を求めることについて
５月定例会 平成 25 年 5 月 17 日	・特色ある学校づくり予算について ・命の教育にかかわる日程について ・スポーツ祭東京２０１３の本大会実施に向けた準備状況について ・十文字学園大学同短期大学との連携協力について

実　施　日	主 な 審 議 項 目
６月定例会 平成 25 年 6 月 14 日	・市長への手紙・メール等について ・平成２５年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について ・執行状況報告について ・企画展「染める・織る・縫う展」について ・清瀬市民生委員推薦会の委員について ・清瀬中学校服務事故にかかわる対応について ・いじめ実態調査について
７月定例会 平成 25 年 7 月 19 日	議案第 １０号 事務の臨時代理の承認について ・いじめ調査月例報告について ・平成２５年度「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業（交流及び共同学習）」について
８月定例会 平成 25 年 8 月 23 日	議案第１１号 平成２６年度清瀬市公立学校使用教科用図書の採択について 議案第１２号 平成２５年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（平成２４年度分） ・いじめ調査月例報告について
９月定例会 平成 25 年 9 月 26 日	議案第１３号 清瀬市学校の管理運用に関する規則の一部を改正する規則について ・いじめ調査月例報告について ・スポーツ祭東京２０１３第６８回国民体育大会について ・企画展「行田哲夫写真展」について ・教員の服務事故に係る処分について
１０月定例会 平成 25 年 10 月 18 日	議案第１４号 事務の臨時代理の承認について 議案第１５号 社会教育委員の選任について 議案第１６号 清瀬市郷土博物館協議会委員の選任について 議案第１７号 東京病院内「外気舎記念館」の清瀬市文化財の指定に係る諮問について ・平成２５年度清瀬市教育委員会重点事業前期（４～９月）報告について ・執行状況報告について ・いじめ調査月例報告について ・スポーツ祭東京２０１３第６８回国民体育大会について ・第５回石田波郷俳句大会について ・第２９回清瀬美術家展
１１月定例会 平成 25 年 11 月 15 日	議案第１８号 事務の臨時代理の承認について 議案第１９号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について ・いじめ調査月例報告について ・いじめ防止対策推進法に係る基本方針の策定について ・第５回石田波郷俳句大会報告について ・第３２回清瀬市少年・少女サッカー大会報告について ・成人式について ・教育の日について

実　施　日	主 な 審 議 項 目
１２回定例会 平成 25 年 12 月 12 日	議案第２０号 清瀬市教育委員会表彰について ・平成２６年度清瀬市教育委員会教育目標について ・平成２６年成人記念式典について ・平成２６年度新入生の状況について ・執行状況報告について ・いじめ調査月例報告について
１回定例会 平成 26 年 1 月 17 日	議案第１号 平成２６年度清瀬市教育委員会教育目標について 議案第２号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則について ・平成２６年度給食費の改定について ・いじめ調査月例報告について ・平成２６年成人記念式典の実施報告について ・平成２６年度教育委員会定例会の日程について ・明星大学との学校インターンシップの実施に関する協定について ・執行状況報告について ・清瀬市いじめ防止基本方針策定委員会設置要綱について
２回定例会 平成 26 年 2 月 14 日	議案第３号 清瀬市有形文化財「独立行政法人国立病院機構東京病院外気舎記念館」の指定について ・清瀬市教育基金条例について ・清瀬市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について ・清瀬市社会教育委員条例の一部を改正する条例について ・清瀬市地域市民センター条例の一部を改正する条例について ・平成２６年度教育予算（案）について ・いじめ調査月例報告について ・体罰調査結果について ・企画展「太田隆司―東京と清瀬」について
３回定例会 平成 26 年 3 月 25 日	議案第４号 清瀬市教育委員会委員の辞職の承認について 議案第５号 清瀬市教育委員会委員長の選挙について 議案第６号 清瀬市教育委員会委員長職務代理者の選挙について ・清瀬市立地域市民センター条例施行規則の一部を改正する規則について ・平成２５年度清瀬市教育委員会重点事業（最終報告）について ・第２次清瀬市子ども読書推進計画について ・執行状況報告について ・いじめ調査月例報告について

３教育委員会学校訪問

教育委員・教育部長・指導課長・統括指導主事・指導主事が学校を訪問し、日頃の教育活動及び各学校の特色や課題について、授業の参観や協議を行った。

実　施　日	学　校　名	研究教科等	研　　究　　主　　題
平成 25 年 5 月 2 日（木）	清瀬第七小学校	算　数 特　支	考える楽しさを味わう授業づくり～問題解決学習を通して～ 人と関わる力の育成
5 月 28 日(火)	清瀬第六小学校	国　語	確かな読みの力を身につけるための基礎基本の指導
7 月 1 日(月)	清瀬第八小学校	理　科 特　支	子供の科学的な思考や表現を高める指導法の工夫 小中連携による学力の向上 清瀬市における巡回指導の在り方 ―子供が動くから教員が動くへの通級指導を目指して―
7 月 16 日(火)	清瀬第三中学校	全教科 領　域	学力向上　～自己肯定感を高め、自信と意欲を高める工夫を通して～
9 月 26 日(木)	清瀬第五中学校	特支	通常学級における特別支援教育の推進 ―特に配慮を必要とする生徒への支援及び特別支援教室の構想についての研究―
10 月 21 日(月)	清瀬小学校	国　語 特　支	ともに伝え合い学び合う授業の創造 - 特に配慮を必要とする生徒への支援及び特別支援教室の構想についての研究 -
11 月 5 日(火)	清瀬第四中学校	全教科 領　域	自ら考え判断し表現する生徒の育成
11 月 15 日(金)	清瀬中学校	理　科 特　支	生徒の考える力を養成する指導方法の工夫 生徒の活動する場面を増やす指導法の工夫 生徒の学力を伸長させ、社会性を育む特別支援教育の実践的研究
11 月 22 日(金)	清明小学校	各教科 特　支	生き生きと学び合う児童の育成～言語活動の工夫を通して～ 特別支援教室の効果的な運営の在り方について
12 月 9 日(月)	清瀬第四小学校	算　数	学ぶ意欲を高める指導法の工夫 「分かる　できる　楽しい算数」
12 月 19 日(木)	清瀬第二中学校	特　支	特別支援教育
1 月 23 日(木)	芝山小学校	国　語	生きる力を育むための言語能力の育成
1 月 30 日(木)	清瀬第十小学校	国　語	自分の考えを伝え合うことができる児童の育成 ～国語科の読むことを通して～
2 月 7 日(金)	清瀬第三小学校	国　語	自分の考えをもち、それを伝えあおうとする子供の育成

４　研究発表会への出席

教育委員・指導課長・統括指導主事・指導主事が出席し、授業研究の状況把握に努め指導講評を行った。

実　施　日	学校行事名	研　究　発　表　校　名
平成 26 年 1 月 24 日（金）	教育課題研究指定校発表会	清瀬第三小学校
平成 26 年 1 月 24 日（金）	教育課題研究指定校発表会	清瀬第三中学校

５　教育委員の視察研修等

教育委員を対象とした研修会に参加し、教育行政に対する見識を広めた。

事　業　名	実　施　日	場　　所	内　　容
東京都教育施策連絡会	平成 25 年 4 月 12 日(金)	都庁	平成 25 年度の東京都教育委員会の施策説明等
東京都市町村教育委員会連合会	5 月 2 日(木)	東京自治会館	平成25年度第1回常任理事会 平成 25 年度第 1 回理事会
東京都市町村教育委員会連合会	5 月 23 日(木)	東京自治会館	第 57 回定期総会･情報交換会
東京都市町村教育委員会連合会	8 月 22 日(木)	東京自治会館	第 2 回理事会 第 1 回理事研修会 「子供たちの心の育成~いじめ問題への対応~」
東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修会	10 月 11 日(金)	GIIS（江戸区） パナソニックセンター東京（江東区）	International School 校内見学等
東京都市町村教育委員会連合会第 3 ブロック研修会	10 月 23 日(水)	国立ハンセン病資料館（東村山市）	「ハンセン病について（語り部活動に託す思い）」 語り部：　佐川 修 氏　他
東京都市町村教育委員会連合会	平成 26 年 1 月 17 日(金)	東京自治会館	平成25年度第3回常任理事会 平成 25 年度第 3 回理事会 第 2 回理事研修会
東京都市町村教育委員会連合会	2 月 6 日(木)	東京自治会館	平成 25 年度連合会研修会 「生き抜く力を育てる教育への挑戦」~東日本大震災からの教育の再生と創造~ 講師　及川 幸彦氏

６　教育委員の諸行事への出席

学校教育関係、生涯学習関係等の各行事に出席し、現場の状況や実態の把握に努めた。

実　施　日	行事名	場　　所
平成 25 年 4 月 8 日(月)	小学校入学式	各小学校
4 月 9 日(火)	中学校入学式	各中学校
4 月 20 日（土）	学校公開日	清瀬第六小学校・清瀬第七小学校
4 月 27 日（土）	学校公開日	清瀬第四中学校
5 月 11 日（土）	学校公開日	清瀬第八小学校・清明小学校
5 月 12 日（日）	わんぱく相撲	芝山小学校
5 月 16 日（木）	赤ちゃんのチカラプロジェクト	清瀬第六小学校
5 月 19 日（日）	第 30 回清瀬市立小・中学校陸上記録会兼第 9 回ファミリー・個人競技会	国立看護大学校
5 月 25 日（土）	運動会	清瀬第二中学校・清瀬第三中学校・清瀬第四中学校
6 月 1 日（土）	学校公開日	清瀬第四小学校
	運動会	清瀬第七小学校・清瀬中学校・清瀬第五中学校
6 月 4 日（火）	赤ちゃんのチカラプロジェクト	清瀬第二中学校
6 月 8 日（土）	運動会	清瀬第八小学校
6 月 21 日（金）	赤ちゃんのチカラプロジェクト	清瀬第三中学校
6 月 22 日（土）	学校公開日	清瀬小学校
6 月 29 日（土）	学校公開日	芝山小学校
7 月 6 日（土）	学校公開日	清瀬第三小学校・清瀬第三中学校
7 月 13 日（土）	学校公開日	清瀬第四中学校
8 月 23 日（金）	昔の暮らし体験学習	郷土博物館
8 月 24 日（土）	小・中学校水泳記録会	下宿市民プール
9 月 8 日（日）	少年少女サッカー大会	下宿第三運動公園サッカー場・内山運動公園サッカー場
9 月 21 日（土）	授業公開	清瀬第四中学校

実　施　日	行事名	場　　所
9月23日（月）	ティーボール大会	内山サッカー場
9月28日（土）	運動会	清瀬小学校・清瀬第三小学校・清瀬第四小学校・清瀬第十小学校・清明小学校
9月30日（月） ～10月1日、3日（木）	スポーツ祭東京2013 第68回国民体育大会	下宿第三サッカー場
10月6日（日）	運動会	芝山小学校・第六小学校
10月12日（土）	中学校連合音楽会	けやきホール
10月12日（土） ～13日（日）	アイレック祭り	男女協同参画センター
10月14日（月）	第34回清瀬市民マラソン会	市内
10月16日（水）	音楽祭	清瀬中学校
10月18日（金）	小学校連合運動会	芝山小学校・第十小学校・清明小学校
10月24日（木） ～26日（土）	清瀬教育の日	全・小中学校
10月25日（金）	授業公開	清瀬第二中学校
10月26日（土）	合唱コンクール	清瀬第三中学校
10月27日（日）	石田波郷俳句大会	けやきホール
11月 3日（日） 10日(日)	少年少女サッカー大会	下宿第三サッカー場、内山サッカー場
11月 9日（土）	50周年式典	清瀬第三小学校
11月15日（金）	作品展	清瀬第四小学校・清瀬第六小学校・清瀬第七小学校
11月16日（土）	音楽界	芝山小学校
	展覧会	清瀬第四小学校
	学習発表会	清瀬第十小学校
11月23日（土）	学芸会	第八小学校
11月28日（木）	小学校音楽鑑賞教室	けやきホール
11月30日（土）	私の体験・主張発表会	けやきホール
12月 6日（金）	認知症サポーター養成講座-	清明小学校
12月 7日（土）	授業公開	清瀬第三小学校

実　施　日	行事名	場　　所
12月18日（水）	フォトライブ	芝山小学校
12月25日（水）	清瀬の100冊読書感想文コンテスト表彰式	中清戸地域市民センター
平成26年1月 12日（日）	成人式	けやきホール
1月25日（土）	図工展	郷土博物館
2月 1 日（土）	スーパードッチボール大会	市民体育館（3・4年の部）
2月 2 日（日）	北多摩地区公立中学校美術展	郷土博物館
2月13日（木）	命の教育フォーラム	けやきホール
2月14日（金）	教育委員会表彰式典	アミューホール
3月20日（木）	中学校卒業式	各中学校
3月25日（火）	小学校卒業式	各小学校

7　教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営 等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任している。

組　織　名	任　　期	委　員　名
清瀬市男女共同参画センター運営委員会委員	平成24年4月～26年 3月	松村　重樹委員
清瀬市民生委員推薦委員会委員	平成25年4月～27年 3月	松村　重樹委員
東京都市町村教育委員会連合会理事	平成24年5月～26年 5月	伊豆倉　和惠委員

第６　重点事業と具体的施策の取り組み状況及び今後の方向性

教育総合計画マスタープランは「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、平成18年度から27年度までの10年間の数値目標を定めています。

しかし、10年間に及ぶ長期計画のため、社会状況の変化等により、新たな課題に対応していく必要が予測されることから、策定から５年後の平成22年度を調整年度に設定しています。

ついては、平成２２年度までの重点事業の達成状況等を検証する中で、平成２７年度までの後期５年間の数値目標の見直しを行ったものです。

点検・評価に当たり、重点事業の進捗状況を明確にするため、平成22年度の施策の取り組み状況と、平成27年度までの到達目標に対する取り組みの方向性を記入し、今後計画的・継続的に取り組んでいきます。

事業によっては、現時点で数値的な目標が設定できないものもありますが、これらについては、今後、随時検討して具体化していきます。

また、平成18年度の計画策定以降に、組織改正等により所管が変更になっている事業もありますので、現在の事業を所管している課名を（　）で表示しています。

1　地域と共に子どもを育む清瀬

（1）地域とのつながりを作るコミュニティはぐくみ円卓会議　（企画課）

小学校区を単位として、子育て、健全育成等地域がかかえる課題を解決するための組織づくりを進めます。

具体的施策　小学校区にコミュニティはぐくみ円卓会議設置　連絡会の組織体制づくり
開始年度　平成17年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・円卓会議数　１区域 ・会議開催　　年６回	・校区数　　２小学校区 ・会議開催　　年１２回	・校区数　　７小学校区 ・会議開催　　年１２回

【平成２５年度の取り組み状況】

〈六小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

・コミュニティはぐくみ円卓会議から発足した六小地区自治会連合会の主催で、六小地区ふれあい円卓会議として交流会を５回開催しました。

・六小地区の皆さんが顔見知りになり、絆を深めることを目的に、１０月に住民交流会を開催しました。

・地域の情報やイベントを集めた地域新聞「うめのたけ」を月１回発行し、地域の皆さん（約４，５００世帯）に配布しました。

〈七小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

・清瀬高校で「地域防災の若い担い手『清高生』を応援しよう」をテーマに「七小円卓・防災フェア in 清瀬高校」を、芝生を通じて地域の結びつきを考えることを目的に第七小学校校庭で「七小芝生まつり」を共に１１月に実施しました。

・コミュニティはぐくみ円卓会議を１２回開催しました。

〈三小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

・平成２４年３月１５日第三小学校区で、コミュニティはぐくみ円卓会議の取り組み

が始まり、地域の課題について話し合われています。
・コミュニティはぐくみ円卓会議を１１回開催しました。
・第三小学校の５０周年事業の際に、円卓会議メンバーで校庭の草刈をし、式典に参加しました。
・ウォーキングと下校時の児童を見守ることを兼ねた見回りウォーキングを実施し、「三小見回り隊」を発足しました。

〈芝小・四小校区合同コミュニティはぐくみ円卓会議〉
・平成２５年３月２１日芝山小学校区及び第四小学校区で、コミュニティはぐくみ円卓会議の取り組みが始まり、地域の課題について話し合われています。
・コミュニティはぐくみ円卓会議を１０回開催しました。

【今後の取り組みの方向性】
・コミュニティはぐくみ円卓会議では、引き続き地域の人たちの横のつながりをつくり、地域に存在する課題の解決に向けた検討をしていきます。
・コミュニティはぐくみ円卓会議の開催については、企画部企画課が主管課で担当します。
・コミュニティはぐくみ円卓会議を周知するために、まだ設置していない小学校区で、地域のリーダーに対して説明会等を行っていきます。

（２）学校サポート組織の充実　（指導課）

学校の教育活動を充実させるために地域との連絡・調整を図るため学校コーディネーターを設置します。

具体的施策　学校運営連絡協議会の設置（学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を置く。）
学校サポートチームの設置（問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組みを進めるために設置する。）

開始年度　平成１９年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・学校運営連絡協議会の設置　１４校 ・学校サポートチームの設置　５校	・学校運営連絡協議会の充実　１４校 ・学校サポートチームの充実　１４校

【平成２５年度の取り組み状況】
・全校に学校運営連絡協議会及び学校サポートチームをいじめ防止基本方針に明記し、校内組織を全校に設置することとし、益々の充実の必要性を訴えました。

【今後の取り組みの方向性】
・学校運営連絡協議会や学校サポートチームの充実を図り、学校の教育活動を充実させるとともにいじめ防止基本方針を推進するために地域との連絡・調整を図ります。

（３）広報メディアの拡大　（教育総務課）

市民へ教育に関する情報を提供するために、広報活動を工夫し、掲示板、教育委員会だより、ホームページを充実させます。

具体的施策　「学校だより」の学校からの情報発信
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・ホームページによる情報発信 教育委員会だより 学校だより（６校）	・ホームページによる情報発信 学校だより　全校 ・教育委員会だより 年２回発行	・ホームページの内容の更新と拡充 ・教育委員会だよりの継続発行及び内容の充実

【平成２５年度の取り組み状況】

・ ホームページによる情報発信

【小中学校】小中学校の学校だよりをはじめ、年間の教育課程・授業改善推進プラン、学校評価、部活動・学校行事など発信する情報の拡大を図りました。

【教育委員会】教育委員会の会議年間日程、会議録を発信することで市民の方に教育委員会の審議内容について情報発信を行いました。

・ 教育委員会だより

年２回発行（９月・３月）発行部数　３４，０００部　シルバー人材センターによる全戸配布を行う中、市民の方に手にとって読んでもらえる紙面づくりを目指して、フルカラー印刷に変更するとともに写真を多く取り入れる紙面構成とし、記事については、発行回数の多い市報と記事ができるだけ重複しないよう市民の方からの関心の高い、小中学校での取り組みを取り上げるようにしています。

【今後の取り組みの方向性】

・ 現在のホームページでは教育に関する情報が分散しているため、教育委員会の情報を集約したアクセスしやすいウェブサイトを構築し、情報を広く市民の方に公表していきます。
・ 教育委員会だよりの継続発行及び特集記事など紙面の充実を図り、手にとって読んでもらえるよう紙面づくりの工夫に努めます。

（4）児童・生徒の安全の推進　（教育総務課・指導課）

児童・生徒が安心して活動できる環境をつくります。

具体的施策　リーダー養成講習会の開催　子どもＳＯＳニュースの発行　地域安全パトロール　地域安全マップ　セーフティ教室　防犯ブザーの貸与　防災行政無線による市内一斉放送　安全確保についての各団体への協力依頼の安全対策の取組
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・防犯カメラ設置　全校 ・ｽｸｰﾙｶﾞｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰによる巡回指導　９校 ・ｽｸｰﾙｶﾞｰﾄﾞ養成講習会９校 ・「子ども SOS」の安全対策の取組	・安全対策の拡充	・安全対策の拡充

【平成２５年度の取り組み状況】

・スクールガードリーダーによる巡回指導
　小学校８校で年間、延べ１５回実施　参加者　延べ　１５５人
・スクールガード養成習会
　小学校８校で年１回実施　　参加者　１４０人
・子どもＳＯＳ制度　　登録者　約2，１００人
・子どもＳＯＳニュースの発行
　健全育成委員会が年２回ニュースを作成して登録者全員に配布しています。
　発行部数　４，２００部
・全小・中学校で、「交通安全」、「非行防止」又は「犯罪被害防止」を目的として、セーフティ教室が開催されました。
・安全で安心して通学できる環境づくりのため、全小学校で子供見守り活動を実施しました。

【今後の取り組みの方向性】

・通学路の安全点検について、学校、保護者、警察、道路管理者、教育委員会など関係機関と連携した巡回を行い、危険個所を確認して通学指導や安全対策を講じます。
・引き続き、全小・中学校で「交通安全」、「非行防止」、「犯罪被害防止」を目的としてセーフティ教室を開催します。また、引き続き「暴力団対策法に係る健全育成」を目的としたセーフティ教室を中学校で開催します。
・同校種・異校種間の連携を一層図るために、中学校区を単位とする合同救急救命講習会を実施します。
・健全育成委員会で作成する「子どもＳＯＳニュース」を小中学校の保護者に配布すると共に、市の広報に「子どもＳＯＳ」活動の周知記事を掲載します。これに伴い、子どもＳＯＳの登録制度を終了します。

（5）青少年の健全育成（スポーツ）　（生涯学習スポーツ課）

スポーツを通じて青少年の社会性、規範意識、正しい判断力等を育成します。

具体的施策　各種スポーツ教室、陸上記録会、マラソン大会、スーパードッジボール大会、ティーボール大会の開催と推進

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・各種スポーツ大会の開催　　１２種目	・各種スポーツ教室、各種スポーツ大会の振興と事業成果の検証	・各種スポーツ教室、各種スポーツ大会の振興と事業成果の検証

【平成２５年度の取り組み状況】

・陸上記録会（小学生５種目、中学生４種目）の実施　　３１２人
・小中学生水泳記録会（１２種目）の実施　　１１７人
・ティーボール講習会（ルールとゲーム指導）の実施　　１４人
・ティーボール大会（ファミリーの部、オープンの部）の実施　　１０７人
・障害者スポーツ交流会（スカットボールであそぼう☆、バリアフリーのニュースポーツ）の実施　　１６２人
・清瀬市民マラソン大会「体育協会主催」（4㎞小学生４年男子女子、５年男子女子、

６年男子女子、中学生男子女子、一般女子、一般男子）（7㎞一般男子）の実施
７１９人
・少年少女サッカー大会（小学校４・５年生男子、６年生男子、６年生女子）の実施
３３６人
・スーパードッジボール練習会（ルールとゲーム指導）の実施　２７９人
・スーパードッジボール大会（小学校３・４年生）の実施　２３０人
（５・６年生男子の部、５．６年生女子の部）　中　止

【今後の取り組みの方向性】
・スポーツ振興を図るため、各種スポーツ教室・スポーツ大会・スポーツ講習会を年間計画に基づいて実施していきます。

（6）青少年の健全育成（子どもの居場所）　（児童センター）

放課後の子どもの居場所づくりとして、関係部署と連携を図り様々な体験活動を広げます。

具体的施策　市立小学校区を拠点とした居場所の設置（放課後子ども教室）
開始年度　平成18年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ２校区	・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ８校区	・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ９校区

【平成２５年度の取り組み状況】
放課後子ども教室(まなべー)　全小学校９校で開催
・月曜日から金曜日の放課後（給食のない日と長期休業は除く）。１年生は２学期以降の実施としています。終了時刻は、夏季5時・4時30分・冬季4時となっています。
・登録者：全校で８４７人（全児童数３，９０２人の２２%の登録割合/２月末現在）
・開催回数：年間延べ1,485回（最少117回/六小、最大176回/八小、十小）
・参加者：延べ21,362人（1年6,676人、2年8,229人、3年2,723人、4年1,872人、5年965人、6年10人、ひばり学級887人）
・学習アドバイザー２人・安全管理員２人を配置し、地域と学校との連携と調整に、コーディネーター２人を配置しました。また、「スタッフ研修会」（対象／:学習アドバイザー、安全管理員)、「運営委員会」(委員１３ 名／年３回)、「保護者説明会」（４月／児童センター）を開催しました。
・地域児童館の開館時間を延長して中高生タイムの設置に向けて取り組みました。

【今後の取り組みの方向性】
・２５年度まで、冬季の終了時刻が４時であったため、児童が放課後子ども教室で過す時間が短く、課題となっていました。２６年度より１１・１２・１月の終了時刻を３０分延長して４時３０分終了とし、実施することとなりました。
・青少年の居場所づくりとして、地域児童館に中高生タイムの設置を進めます。現在、中高生の居場所は、市内に児童センターだけであり、地域格差を減少するためにも中高生が楽しく集える居場所の設置を目指します。
・２６年度より下宿児童館で、午後５時～午後７時までを中高生タイムとして実施することになりました。野塩児童館においても、実施に向けて引き続き取り組んで参ります。

２　基本的な生活習慣を育む清瀬

（1）子育てサポート　　（児童センター・子ども家庭支援センター・指導課）

関係部署が連携し、乳幼児期～学齢期までの家庭を対象に、講座、講演会を開催し、安心して子育てができる環境を整備します。

具体的施策　子育て講座・講演会、家庭教育講座・講演会の開催
開始年度　平成19年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・子育て支援（乳幼児）の４講座の開催	・子育て支援（乳幼児）の講座・講演会の継続と事業成果の検証 ・子育てハンドブックの発行	・子育て支援（乳幼児）の講座・講演会の継続と事業成果の検証 ・子育てハンドブックの発行

【平成２５年度の取り組み状況】

事業名		２５年度　期間・回数	25年度参加人数	前年度参加人数
ファミリー・サポート・センター事業 「保育サービス講習会の開催」		年2回２３日間	（延べ）384人	（延べ）576人
子育てネットワーク支援事業	ひろばの開催	４月から３月・１６回	（延べ）1,242人	（延べ）1,236人
	ミニひろばの開催	５月から１１月・4回	（延べ）62人	（延べ）68人
	子育てサポータースキルアップ講座	９月・１回	25人	20人
	ジュニア子育てサポーター養成講座	７月・１回	45人	37人
	お母さんのリフレッシュ講座	５月から１月・７回	（延べ）177人	（延べ）120人
いきいき子育て支援事業		４月から３月 １６５回	（延べ）2,771人	（延べ）2,574人
つどいの広場事業		４月から３月 ・児童センター他	（延べ）61,845人	（延べ）60,469人
みんなで遊ぼう		４月から２月・６回	（延べ）134人	（延べ）370人
子育てひろばフェスタ		１月・１回	1,039人	1,197人

【今後の取り組みの方向性】

・平成２６年度以降についても、子ども家庭支援センターでは各種子育て関連サービスを展開していきます。
・生涯学習スポーツ課では、清瀬市民アカデミー(シニア世代の貢献)のところで、平成２３年度以降に家庭教育に関する講座など実施に向けて検討していきます。
・総合相談支援センターの設立に向けて、関係機関と連携して各事業の効果検証を行います。

（2）健康教育推進運動　　（指導課・教育総務課）

健康に関する意識を啓発するために市民全体に発信していく取組を行います。

具体的施策　「早寝・早起き・朝ごはん」　「ノー・テレビ、ノー・ゲームデー」

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
――	啓発活動の実施	健康教育推進週間設定

【平成２５年度の取り組み状況】

・学力調査の生活状況調査概要を市のホームページや教育委員会だよりで発信することで意識啓発を図りました。

・保健所及び圏域5市の取り組みで「めざましスイッチ朝ごはん」をテーマに、清瀬市では市のホームページに、毎月簡単なレシピを紹介し、地域への啓発活動を行いました。また、これまで紹介したレシピを「かんたん！おすすめレシピ集」としてまとめ、保護者給食試食会や食育展、給食だより等で紹介し、家庭、地域への啓発活動を行いました。

・薬物乱用防止教室を全校で実施し、健康教育を推進しました。

【今後の取り組みの方向性】

・大学等学術機関と連携し、家庭における食育を含めて健康教育の実態を調査、分析し、施策に反映させます。

・保護者対象の講演会を実施し、家庭と連携した健康教育の推進を図ります。

・体力向上に関する一校一取組の中に健康教育に関する取組も合わせて設定します。

（3）青少年の体験活動の推進　　（生涯学習スポーツ課・指導課）

体験活動を通して、児童・生徒の自主性・社会性・協調性を養います。

具体的施策　宿泊スポーツ体験　青少年育成講習会　工作教室　科学教室　体操教室

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・各種体験活動の実施 ・各種講習会・教室の開催 ・健全育成発表会の推進	・体験活動や教室の実施と事業成果の検討 ・健全育成発表会の推進	・体験活動や教室の実施と事業成果の検証 ・健全育成発表会の推進

【平成２５年度の取り組み状況】

・夏休み子ども科学教室（小学校２～６年生）の実施

・宿泊スポーツ体験（２泊３日、小学校３～６年生）の実施

・健全育成「私の体験・主張発表会」の開催（１１月）

・市いじめ防止基本方針において、開発的アプローチとして「豊かな心を育む体験活動」を明記し、各校での実施を促しました。

【今後の取り組みの方向性】

・スポーツ振興を図るため、体験活動や教室を年間計画に基づいて実施していきます。

・子どもたちの健全育成のために、健全育成発表会を一層充実していきます。

・市いじめ防止基本方針に基付き、子供たちの豊かな心を育むために赤ちゃんのチカラプロジェクト等の体験活動を充実させていきます。

（4）社会の基本的ルールの形成（大人の模範像の提示）　（児童センター・指導課）

社会全体で態度や行動の基礎になる基本的生活習慣を担うための活動を推進するため、青少年問題協議会、健全育成委員会との連携を図り、大人の模範像を提示する等地域活動を推進します。

具体的施策　5地区委員会事業の実施　地区委員会連絡会の開催　健全育成委員会事業の実施

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
――	・地域活動の推進 ・各委員会の連絡会の開催　年2回	・地域活動の推進 ・各委員会の連絡会の開催　年2回

【平成２５年度の取り組み状況】

・青少年問題協議会の開催(７月)
・青少年問題協議会地区委員会で事業の実施
・青少年問題協議会地区委員会連絡会の開催(年４回)
・青少年問題協議会地区委員会合同会議(２月)
・青少年問題協議会地区委員会合同事業(１２月)
・児童青少年連絡協議会の設置・開催（年2回／６月・１２月）
・市いじめ防止基本方針において、社会総がかりでの対応を訴え、地域の役割を求めました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２３年度以降についても、職場体験学習や職業講話など、児童・生徒と働く大人とが直接かかわる機会を充実させ、大人の背中から規範意識や働くことの尊さ等を学ぶ教育活動を進めます。
・学校・地域・子供関連団体の連携を進め、社会全体で青少年への支援を行っていくために、児童青少年連絡協議会を開催し、児童青少年の問題について年度毎にテーマを決めて具体的な指導・育成の内容を検討しながら、清瀬市全体で健全育成に取り組んでいきます。

（5）小・中学校における食育の推進　（教育総務課・指導課）

生涯にわたり健全な食生活を実践できるような指導や取組を行います。

具体的施策　検討委員会の設置　校内指導体制の確立　推進のための人材育成　家庭・地域との連携（地場産物の活用）

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・学校における食育推進の為の指針の策定（平成１９年度） ・学校における食育推進の為の校内体制の整備（食育リーダーの配置） ・食に関する指導の全体計画の作成（平成２０年度　全校作成） ・学校給食における地産・地消の拡充　全校	・学校における食育の推進、拡充 ・栄養教諭の配置 ・栄養教諭による食育推進に向けた巡回指導の実施 ・清瀬産野菜使用量の拡大

【平成２５年度の取り組み状況】

・全校で食に関する全体計画及び年間指導計画を策定し、計画的に食に関する指導を実施しました。

・食育リーダー連絡・研修会を年間3回実施し、各学校の食育について発表し、協議しました。

・市内生産されたニンジン、ほうれん草、キャベツ、ジャガイモ、ごぼう、里芋、とうもろこし、かぶ、枝豆等さまざまな野菜について、学校に隣接する生産者や青果店を通じて地場産の野菜を給食に取り入れています。

・アレルギーの事故を踏まえ、市内小中学校でその対応に差異のでないよう、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、全教職員対象に研修を実施しました。また、緊急時の対応に備え、各学校でシミュレーションを実施しました。

【今後の取り組みの方向性】

・各校で作成した食に関する全体計画及び年間指導計画を基に、食育リーダーを中心に児童・生徒・保護者へ食育の啓発及び推進に努めます。

・食育リーダーを中心に各学校、児童生徒の実態調査を行い、データに基づく清瀬市全体での食育推進に向けた全小・中学校への指導を実施します。

・食に関する全体計画及び年間指導計画の定期的な改善を図り、食育の推進に努めます。

・地場野菜の種類や量を増やすよう、現在納入していただいている農家の方を含めて協議会を立ち上げ、多くの農家の方に連携を求められるよう今後の方向性を探ります。

（6）学校給食設備・備品等の充実　（教育総務課）

安全でおいしい給食の提供をめざして、給食設備・備品の整備やドライ運用の推進を図ります。

具体的施策　設備・備品の整備　ドライ運用の推進

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
──	・ドライ運用三水槽　１４校 ・ドライ運用野菜切り機　４校 ・焼物機　１３校 ・冷凍冷蔵庫　１１校 ・牛乳保冷庫　３校 ・消毒保管庫　４校 ・回転釜　１２校 ・炊飯器　１校 ・球根皮剥器　３校 ・ボイラー　３校	・設備、備品の更新整備 ・ドライ運用の推進

【平成２５年度の取り組み状況】

・ドライ運用の推進のため、ドライ運用対応の野菜切り機、耐用年数を超た大型備品（牛乳保冷庫、冷凍冷蔵庫）の整備を順次行いました。

・小学校で使用する食器をこれまでのポリプロピレンから家庭の食器に近いＰＥＮ（ポリエチレン・ナフタレート）素材への更新を行いました。今後、平成２７年度までの３年間で全校の更新を進めます。

【今後の取り組みの方向性】

・給食の安定供給に支障のないよう、引き続き大型備品等の計画的な更新による整備を図るとともに、調理員の健康に配慮した調理室の環境整備を進めます。

・ドライ運用の更なる推進のため、給食調理員等への研修を実施します。

３　美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

（1）郷土学習の推進（生活体験）　（郷土博物館）

自然を守る会等の団体と協力して自然観察会を行うとともに、清瀬に伝わる郷土文化（生活体験）を学習し、その普及に努めます。

具体的施策　ガイドブック（地図）作成　自然観察会　「うどんづくり」や「茶づくり」等体験

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・自然観察会（野鳥）　１回 ・農作業体験　３校	・自然観察会　１回 ・農作業体験　０校 ・生活体験学習（うどんづくり等）　７回	・ガイドブック作成及びそれを利用した自然・野鳥観察会　２回 ・生活体験学習（うどんづくり、茶づくり等）拡大・継続

【平成２５年度の取り組み状況】

・自然、野鳥の観察会

清瀬の自然をテーマに自然・野鳥の観察会を金山緑地公園周辺で実施いたしました。

・生活体験学習

清瀬に伝わる年中行事を中心として郷土文化を学ぶことを基本に「小麦の棒打ち、もちつき、小正月のまゆ玉飾り、節分の豆まきとやっかがし」を実施いたしました。

先人の知恵に学ぶ（衣・住編）は「体験はたおり、和裁教室、染物教室、昔のくらし体験学習、はたおり教室、蚕の繭から糸作り体験、親子で染物体験、しめ縄作り」を実施いたしました。

先人の知恵に学ぶ（食編）では「茶摘み茶もみ体験、柏餅作り講習会、うどん作り講習会、焼きだんご作り講習会」を実施いたしました。

・自然体験学習

小学生を対象とした「昔のくらし体験学習」の中で、雑木林の自然観察を実施いたしました。

【今後の取り組みの方向性】

・自然、野鳥の観察会

清瀬の自然をテーマに自然・野鳥の観察を金山緑地公園周辺で継続して、実施することを目標とします。

・生活体験学習清瀬に伝わる郷土文化の伝承及び学習を目的とし、事業の拡大に努めます。

・自然体験学習

一般市民を対象に、郷土博物館の敷地内の自然環境を活用した観察会を実施します。また、小中学生を対象にした夏休み講座等の体験学習の拡大に努めます。

（2）郷土学習の推進（文化財・芸能）　（郷土博物館・指導課）

総合的な学習の時間を利用して、郷土芸能や文化財に触れる機会を広げ、清瀬の文化を学びます。

具体的施策　清瀬市史の改訂　出前講座

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・清瀬市史編さん委員会の未設置 ・出前講座（郷土芸能の観賞、歴史）　３回	・清瀬市史編さん委員会の設置及び編集 ・出前講座（郷土芸能の観賞、歴史）　５回

【平成２５年度の取り組み状況】

・清瀬市史編さん委員会の設置

清瀬市史編さん委員会の設置等につきましては、企画部と調整を図り市長部局に市史編纂室を設置することになりました。

・清瀬市歴史文化報告書

清瀬市の文化財等の保存・活用の一環として「清瀬市歴史・文化双書」の業務委託を行い、「第１巻清瀬の民俗行事と民俗芸能」を刊行しました。」

・市内文化財探訪
清瀬の地域の人々が大切に保存している市内の文化財「中里の富士塚、下宿ふせぎ、日枝神社」等を訪ねて、理解を深めていただくために実施いたしました。
・文化財関連事業
文化財関係等の映画会「各地の習俗」をテーマに「ねぶた祭り、農の祈り」等計１０回１８本上映いたしました。
・郷土芸能の育成
山王日枝神社清戸獅子舞保存会、下宿囃子保存会、中里富士山保存会、下宿ふせぎ保存会に対して、郷土芸能の育成に努めました。
・文化財、歴史関連事業
市民対象の歴史講座「清瀬歴史語り」を実施いたしました。
・資料展示関係
民俗展示室をリニューアルし、「農家の四季」をテーマに清瀬の農家の暮らしを紹介しています。
・郷土学習と文化財関連
年間を通して、市内幼稚園の年長や小学校の１年生から５年生を対象に、郷土博物館の見学を行いました。

【今後の取り組の方向性】
・清瀬市史編さん室への協力
史編さん室と緊密に連携しながら、市史編さん事業に積極的に協力していきます。
・清瀬市歴史文化報告書市史の一部として市の歴史と文化を市民の皆様に紹介するため、収蔵資料等を中心とした民俗文化財や行事等を掲載した「清瀬市歴史・文化双書」を、引き続き刊行していていくことを目標とします。
・市内文化財探訪
清瀬の地域の人々が大切に保存している市内の文化財を訪ね学習するため、引続き実施していくことに努めます。
・文化財関連事業
文化財関係等の映画会を年間通して実施することに努めます。
・郷土芸能の育成
各保存会に対して郷土芸能の育成に努めていきます。
・文化財、歴史関連事業
出前講座や清瀬に関連する歴史講座等を開催することに努めます。
・資料展示関係
コミュニティプラザひまわり内の郷土資料室に、農具や生活用具等の民具の民俗資料を引続き展示していきます。
・郷土学習と文化財関連
幼稚園や小学校を対象に、郷土学習の一環とした郷土学習や施設見学等の受入れの体制の拡大に努めます。また、清瀬の偉人・文化財・郷土芸能・施設設備等を題材とした指導資料の作成、副読本「私たちの清瀬」の活用等を通して、道徳や社会科の時間を中心に、郷土愛を育む学習を推進します。

（3）文化財保護の推進　（郷土博物館）

既存の文化財資料を再点検・再調査し、インターネットを通して広く市民が活用できるようにデータ化を進めます。

具体的施策　文化財資料のデータ化と活用
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・資料のデータ化（民具）	・資料のデータ化（古文書） ・インターネットによる資料未公開 ・文化財資料の調査、研究（「うちおり」衣料の調査、研究の推進）	・資料のデータ化（古文書、美術品、埋蔵文化財） ・インターネットによる資料公開及び推進

【平成２５年度の取り組み状況】
・資料のデータ化
新規収蔵資料（衣料・民具等）のデータ化を逐次進めました。
・インターネットによる資料公開
公開資料データの整備を進めている段階のため、資料公開システムまで整備が進んでおりません。

【今後の取り組の方向性】
・資料のデータ化（古文書）
資料のデータ化が遅れておりますので鋭意進めていき、古文書のデータ化について整理等をする事を目標とします。
・インターネットによる資料公開及び推進
公開資料データの整備を進めていき、映像資料や収蔵資料等の公開システムを整備し推進することを目標とします。

（4）市民文化の意識向上　（郷土博物館）

清瀬にゆかりの深い美術作品等の鑑賞会や展示会を企画します。

具体的施策　企画展（鑑賞会、展示会）　市内作家展（美術、彫刻）
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・特別企画「清瀬のうちおり展」 ・清瀬美術家展の開催	・企画展 ・市内作家展の実施 ・キヨセケヤキロードギャラリーの管理（市民参加型を目指して）	・企画展（美術、彫刻）鑑賞会の充実 ・市内作家展の充実 ・キヨセケヤキロードギャラリー（市民参加型管理）

【平成２５年度の取り組み状況】

・企画展

７月に「染める・織る・縫う」、１０月に「四季の自然　武蔵野－行田哲夫写真展－」、１１月に「第２９回清瀬美術家展」、３月に「ペーパーアーティスト太田隆司展－東京と清瀬－」を実施いたしました。

・ケヤキロードギャラリーの管理（市民参加型を目指して）

市民参加による、キヨセケヤキロードギャラリーの道路清掃、キヨセケヤキロードギャラリーの彫刻清掃を行っています。

・企画展関連事業

１０月の「四季の自然　武蔵野－行田哲夫写真展－」の関連事業として、行田哲夫氏による特別講演会「アフリカから武蔵野へ」とギャラリートークを実施いたしました。また、３月の「ペーパーアーティスト　太田隆司展－東京と清瀬－」の関連事業として、太田隆司氏による「体験！ペーパークラフト教室」とギャラリートークを２回ずつ実施いたしました。

【今後の取り組みの方向性】

・企画展（美術、彫刻）鑑賞会の充実

計画的に企画展を開催し、常設展では味わえない美術作品等の鑑賞機会の提供を目標とします。

・市内作家展の充実

「清瀬美術家展」の継続実施と市内在住等の作家の美術展を行うことを目標とします。

・キヨセケヤキロードギャラリー（市民参加型管理）

市民参加による安定したキヨセケヤキロードギャラリーの管理構築を目指します。

（５）学校緑化の推進

（教育総務課）

学校施設の緑化を推進し、緑豊かな環境をつくります。

具体的施策　壁面緑化　屋上緑化　校庭の芝生化の推進

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・壁面緑化　３校	・壁面緑化　８校 ・校庭の芝生化　３校	・壁面緑化　１４校 ・校庭の芝生化　８校

【平成２５年度の取り組み状況】

・壁面緑化（緑のカーテン）

環境学習や地球温暖化防止対策として平成１７年度から取り組み、平成２５年度は大規模改造工事のあった第五中学校を除く１３校の小中学校で実施しました。

・校庭の芝生化

子供たちの体力向上、保護者・地域との協働による維持管理による地域連携も期待できることから、平成２０年度から東京都の補助制度を活用して、平成２５年度には第八小学校、第四中学校の年２校の整備を行い、これまで８校の校庭芝生化を行いました。

平成２５年度までの整備状況（一部：小学校２校、全面：中学校３校、小学校３校）

【今後の取り組みの方向性】

・壁面緑化（緑のカーテン）

大規模改造工事の予定がある学校を除く全小中学校での実施を目標とし、面積の拡大にも取り組みます。

・校庭の芝生化

地球温暖化の防止及び体力の向上に資するため、東京都の補助制度を活用して、小中学校全校の校庭芝生化を推進していきます。

芝生化した後の維持・管理体制について、他自治体の先進的な取り組みを参考に保護者をはじめ地域の方との連携による継続可能な方法について研究していきます。

4　学校が自信をもち信頼される清瀬

（1）学力向上アクションプラン　（指導課）

児童・生徒の基礎学力向上のため市学力調査の実施、学力を高めるための具体的施策の実施と個別指導への支援等を行います。

具体的施策　学力向上プランの策定と実施

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・学力向上推進校　２校	・平均達成率　　７０％ ・学力向上推進校 中学校区１巡　１０校	・平均達成率　　７５％ ・学力向上推進校 中学校区２巡　１０校

【平成２５年度の取り組み状況】

・学力向上推進校（清瀬第八小学校・清瀬中学校）２校を指定し、小中連携した学力向上策について研究を行いました。

・個に応じた指導を充実させるため、学習サポーター制度を拡充し、小・中学校全校に公募の市民もしくは民間塾の講師を学習サポーターとして継続して派遣しました。

・小学校４年生、中学校１年生に対して市独自に学力・学習状況調査を継続実施し、目標値に対する達成率を掲げました。（平均達成率とは、その集団における目標値を上回った児童・生徒の人数割合を示します。）

・学力調査の結果を学校ごとに分析し、年度ごとに授業改善推進プランを作成しました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２７年度までに中学校区を中心に学力向上推進校を設定し、学習指導要領に即した新たな課題の解決に取り組みます。

・学習サポーターの全校配置を継続するとともに指導内容・方法の充実を図り、学力向上に確実に結びつけます。

・市独自の学力・学習状況調査の実施方法を、「標準問題による調査」から「これまでの市独自の学力・学習状況調査の累計から明らかになった本市の児童・生徒の課題に特化した調査」へと変更し、課題解決に資する指導へとつなげます。

・小・中学校において、放課後や夏季休業中など長期休業日中の補習授業について充実を図ります。

・塾講師による放課後補習教室（中学校においては夏季補習講座を含む）を全校で実施し、既存の塾講師による学習サポーター制度とも連動させながら学力向上を図り

ます。

（2）清瀬教師塾（教員研修事業）　（指導課）

教員の資質向上のため、専門技術、異校種、企業体験、社会教育、本市独自の研修体系を構築します。また、退職校長等を組織して、初任者研修や２年目以降の教員研修も充実していきます。

具体的施策　清瀬市教員研修事業
開始年度　平成20年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・清瀬教師塾参加者 １，０５５名	・清瀬教師塾参加者 １，３５０名

【平成２５年度の取り組み状況】
- 夏季休業期間中に宿泊研修会、専門研修会を１１日間実施しました。
  参加者　延べ８５３人
- 教員の指導力向上を目指し教員研修実施協議会を年３回開催しました。
- 清瀬教師塾（５年目～１０年目の教員）の対象者が年間取得単位数平均１０単位（半日を１単位とし年間１０回の研修受講）取得することができました。
- これまでの研修実施状況を評価・検証し、各研修のシラバスを作成するとともに教員のライフステージに沿った研修体系を構築しました。

【今後の取り組みの方向性】
- 教員のライフステージに沿った清瀬教師塾の一層の充実を図ります。
- 研修実施状況をさらに評価・検証するとともに、今後の研修体制について改善・充実を図っていきます。

（3）教育課題研究指定校　（指導課）

教育課題を解決するための研究を行い、その成果を他校へ普及・啓発させます。

具体的施策　特別支援教育　食育　環境教育
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・研究校指定　　６校	・研究校指定　　１４校	・学校の特色化に伴う指定校制度の確立

【平成２５年度の取り組み状況】
- 基礎学力向上、読書活動、自尊感情等の教育課題の解決するための研究を行い、研究発表等を通してその成果を市内小・中学校への普及に努めました。

【今後の取り組みの方向性】
- 学力調査、各種調査の結果や分析を基にした研究指定を明確にし、その成果を市内に普及していきます。
- 各学校が特色ある教育活動を展開し、その研究を支援する指定校制度を確立します。

（4）外国語（英語）教育の推進　（指導課）

小学生に英語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせます。

具体的施策　英語指導員配置・年間指導計画の作成
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・ＡＬＴ派遣（３年生以上）　月１回	・英語指導員配置 小学校 ５・６年全学級 年間３０時間 中学校　全学級 年間１３時間	・英語指導員配置 小学校 ５・６年全学級 年間３５時間 中学校　全学級 年間２０時間

【平成２５年度の取り組み状況】

・小学校第５・６学年において年間３５時間の外国語活動の授業を実施し、外国人英語指導員、公募の市民による学習サポーターを配置しました。中学校においては、各学級年間２０時間の英語指導員を配置しました。

【今後の取り組みの方向性】

・小学校において、これまで学級担任と英語指導員が協力して進めてきた外国語活動の指導実践を土台として、これまで以上に学級担任による外国語活動の指導を充実するため、英語指導員を外国人指導者から学習サポーター（日本人）による指導者へ移行し、年間３５時間全ての時間への配置を進めます。
・中学校においては、各学級年間２０時間の英語指導員を配置継続します。

（5）読書活動の推進　（指導課・図書館）

豊かな心や確かな学力を育む基礎づくりとして、環境整備を行い公立図書館と連携を深め子どもの読書活動を充実します。

具体的施策　子ども読書活動推進計画　書籍相互利用　推進校設置
開始年度　平成１９年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・推進校指定　４校 ・子ども読書活動推進計画（平成１９年度策定）	・学校間相互利用システムの構築 ・「清瀬の１００冊」の改訂版作成

【平成２５年度の取り組み状況】

・司書資格を有する図書館運営支援員を業務委託方式で雇用し、全小中学校に年間１００日、一日当たり４時間配置しました。
・全校児童・生徒に配布した推薦読書資料「清瀬の１００冊」の活用を図るとともに、読書活動の充実に努めました。
・小中学校１４校の蔵書をデータベース化するとともに、蔵書検索、貸出・返却処理を行う図書管理システムを学校図書館に導入して、児童・生徒が利用しやすい環境を整

備しました。
・「清瀬の１００冊読書感想文コンクール」を全小・中学校を対象に実施し、読書活動の活性化を図りました。

【今後の取り組みの方向性】
・平成２３年度に導入した学校図書管理システムの活用を図るため、読書活動指導員に替えて、システム運用技能を身に付けた司書資格のある図書館運営支援員を継続配置して「読書の清瀬」を推進します。
・学校図書管理システムは、学校間の蔵書検索ができる機能をすでに有しており、学校間の相互利用について、隣接する学校で取り組むため課題の整理を行います。
・平成２２年度に作成した「清瀬の１００冊」の改訂版を作成するとともに、「清瀬の１００冊読書感想文コンクール」を充実させ、読書活動の活性化を図ります。

（6）体力向上の推進　（指導課）

体力向上推進委員会を定期的に開催し、また、中学校の運動部活動をさらに推進させます。

具体的施策　体力向上推進委員会の設置　スポーツテスト、指導法改善授業
運動部活動推進校の設置

開始年度　平成20年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・体力向上推進委員会設置 ・運動部活動推進校の設置 ２校 ・新体力テストを全校・全学年で実施 ・小学校連合運動会の実施	・体力向上のための年間指導計画の作成 ・課外部活動指導員配置の拡充 ・連合運動会、東京駅伝の取組継続

【平成２５年度の取り組み状況】
・教育目標の具体的な施策に、「スポーツの清瀬」を掲げ体力向上に向けた取組の充実を図っています。
・体力テストを全校・全学年で実施し、体力向上推進委員会において分析等を行い、児童・生徒の体力向上に向けた取組について検討を行いました。
・小学校３校、中学校２校が東京都のスポーツ教育推進校の指定を受け、体力向上及びスポーツ教育の推進を図っています。
・第６学年を対象とした第３回小学校連合運動会を実施しました。
・市内中学校２年生代表生徒が東京駅伝に参加しました。

【今後の取り組みの方向性】
・「スポーツの清瀬」を教育目標の具体的な施策に継続して掲げ、体育・健康教育の推進に努めていきます。
・体力向上に係る一校一取組を充実させ、各校の実態に応じた体力向上方策を推進します。
・小学校６年生を対象とした連合運動会について継続して取り組みます。

（7）命を大切にする心の教育の推進　（指導課）

子供たちが、自他の生命を尊重し、自尊感情を高められるようになるなど、全教育活動を通じて命を大切にする心の教育を推進していきます。

具体的施策　命を大切にする指導の在り方検討委員会の発足
命を大切にする心の教育の年間指導計画の作成（リーフレット）
命を大切にする指導に関する教員研修の充実

開始年度　平成２２年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・命を大切にする指導の在り方検討委員会の発足 ・命を大切にする心の教育の年間指導計画作成（リーフレット）	・命を大切にする心の教育の年間指導計画（リーフレット）の改訂

【平成２５年度の取り組み状況】

・命の教育推進委員会を継続し、各校の命の教育の推進に資するとともに、「命の教育フォーラム」を開催し、地域・保護者への啓発を図りました。
・市内全小・中学校で赤ちゃんのチカラプロジェクトを実施するとともに市内の４校の小学校で認知症サポーター養成講座を実施し、命の教育を推進しました。

【今後の取り組みの方向性】

・命を大切にする教育の年間指導計画に沿って教育課程を編成・実施するにあたり、教員の力量向上を目指した研修の充実を図ります。
・「命の教育フォーラム」を充実させるとともに、地域・保護者の参加者を増やし、共に命の教育のあり方をともに考えていく機会とします。
・市内全小・中学校における赤ちゃんのチカラプロジェクトの充実や、全小学校における認知症サポーター養成講座の実施により、命の教育を一層推進します。

（8）特色ある学校づくりの推進　（指導課）

各学校の特色ある学校づくりを推進します。

具体的施策　環境に関する学習ボランティア活動　運動部活動推進校

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・全校で実施	・全小学校に環境博物館を設置 ・東京都のスポーツ教育推進校 (小学校９校、中学校３校)	・環境教育、読書活動、スポーツ教育など特色ある学校教育の推進

【平成２５年度の取り組み状況】

・各校の特色ある教育活動について、市内全小・中学校管理職からのプレゼンテーションを実施し、「特色ある教育活動事業費」の配当を実施しました。
・芝山小学校が、学区域の特性を背景に特色ある学校づくりの一つとして作成した「課題学習の手引き」（子供の家庭学習の方法を明記したリーフレット）を教育委員会予算で増刷し、全家庭へ配付しました。
・全小学校に環境博物館を設置し、環境教育の充実を図っています。
・「農園活動」「読書活動」「ボランティア活動」等特色ある教育活動を推進しています。

【今後の取り組みの方向生】

・学校の取組をパンフレットにまとめたり、積極的にホームページに公開したりするなど、各学校が取り組んでいる特色ある教育活動の発信に努めます。
・全小・中学校が教育課程に関連付けた特色ある教育活動の推進を図ります。
・各校の特色ある教育活動について、市内全小・中学校管理職からのプレゼンテーションを継続して実施し、「特色ある学校づくり事業費」の配当を継続します。また、他校の教育活動の充実に資する取組について市内全小・中学校へ情報を広げ、共通した取組として推進します。

（9）キャリア教育の推進　（指導課）

児童・生徒に勤労観・職業観を培い、社会を構成する資質や能力を育てます。

具体的施策　推進校の指定（小学校１校、中学校１校）
開始年度　平成19年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・職場体験の実施（3日）	・職場体験学習 （全中学校）　３日間	・職場体験学習 （全中学校）　５日間 ・小・中学校全校においてキャリア教育の全体計画・年間指導計画の作成 ・市独自のキャリア教育プログラムの作成

【平成２５年度の取り組み状況】

・中学校全校で３日間の職場体験を実施しました。
・清瀬第五中学校においては、２年生全員が３日間の農業体験を行いました。

【今後の取り組みの方向性】

・連続５日間の職場体験学習実施に向けて取組を充実していきます。
・職場体験については、受け入れ先の事業所等の確保に向け、関係機関等との連携をさらに深めていきます。
・キャリア教育推進校を指定し、小中９年間にわたりキャリア教育の体系化について研究を行うとともに、研究成果をもとに市独自のキャリア教育プログラムの作成・活用を図ります小・中９年間のキャリア教育の体系についての研究を深めていきます。

(10) 小中連携校　（指導課）

小学校と中学校の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策　カリキュラムの連携　小中連携行事　相互授業
開始年度　平成１９年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
――	・小中連携校　１０校	・小中連携校　２０校

【平成２５年度の取り組み状況】

・平成２２～２３年度　芝山小学校、清瀬第四中学校、平成２３～２４年度　清瀬第七

小学校・清瀬第二中学校、平成２５～２６年度　清瀬第八小学校・清瀬中学校を小中連携校として、小中連携行事や相互授業、９ヵ年を見通したカリキュラムの作成等に取り組みました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２６～２７年度　清瀬第四小学校・清瀬第四中学校を小中連携校として、研究を進めます。
・全ての小・中学校で小中連携による学力向上に向けた研究を行い、カリキュラムの作成、小中連携行事、相互授業の実施等に取り組みます。
・中学校区別の研究指定校を中学校は２巡目、小学校はまだ指定を受けていない学校を優先し、さらなる取組の充実を図ります。

(11) 保幼小連携　(指導課)

幼児期と児童期の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策　私立幼稚園、公私立保育園授業・保育参観　連絡会の開催
開始年度　平成１８年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・授業・保育参観、連絡会開催	・合同研修・連絡協議会　年１回	・合同研修会の実施 ・小学校区別連絡会の実施

【平成２５年度の取り組み状況】

・小学校の授業公開、保育園・幼稚園への保育参観を実施しました。
・初任者のボランティア体験及び１０年経験者研修の社会体験として地域の保育園や幼稚園での体験活動を行い、就学前教育への理解を推進しました。
・保育園・幼稚園・小学校合同研修会を夏季休業日中に開催（外部講師による講演　小学校区別協議会の実施）しました。
・就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るための保・幼・小カリキュラムを作成しました。

【今後の取り組みの方向性】

・合同研修会を継続するとともに、小学校区別の合同連絡会の実施、相互参観、初任者のボランティア体験等を通して、連携の充実を図ります。

(12) 教育なんでもテレホン　(指導課)

教育に関するどんな相談でもできるテレホンを設置し、直接、担当課が受けられる体制を作ります。深刻ないじめ等で緊急的な対応が必要な場合はサポート体制をつくります。

具体的施策　教育なんでもテレホンの設置・常駐専門相談員の配置
開始年度　平成１９年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・なんでもテレホンの設置	・常駐専門相談員を配置し対応の充実

【平成２５年度の取り組み状況】

・平成２５年度に新たに作成したいじめに関わるリーフレットを新入学生に配布し、いじめ・悩み相談ホットラインの電話番号等の周知を図るとともに、教育相談センターにおいて不登校やいじめの相談を受け入れる体制を作っています。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２４年度に教育相談センターへ「教育なんでもテレホン」の移設に伴い、、専門相談員の常駐と共に、既存の電話相談と一体となった相談体制を整え、さらに迅速な対応を図ります。

・教育相談センターの総合支援センター化に向けた取り組みの充実、相談・支援体制整備を進めます。

(13) いじめ問題への対応　(指導課)

いじめは許さないと言う強い姿勢で、様々な機関と連携・連絡を取りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。

具体的施策　いじめ・悩み相談ホットラインの設置、健全育成委員会、保護者等とのシンポジウム開催、子ども問題行動予防及び対応についてのガイドラインの改正、いじめに関するリーフレットの作成

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・いじめ解消率（Ｈ１８）６５％	・いじめ解消率 ９２．３％ ・リーフレットの作成	・いじめ解消率９５％以上 ・ガイドラインの改訂

【平成２５年度の取り組み状況】

・本市独自のいじめ実態調査を実施し、学校に対して、分析結果の情報提供を行うとともに、必要に応じて継続観察を行うシステムを確立しました。

・年3回のふれあい月間等に合わせて、悩みがある児童・生徒全員に対して面接を実施するなど、各校において、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取組んでいます。

・平成２４年度に改定したいじめに関わるリーフレットを新入学児童・生徒へ配布しました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２４年１２月より開始した市いじめ実態調査を改訂し、分析結果の学校への情報提供を継続し、いじめの早期発見、早期解決及び未然防止に取り組みます。

・年3回のふれあい月間等を活用し、状況について把握しながらいじめの未然防止、早期発見、早期解決に取組み、いじめの解消を目指します。

・今後も、平成２４年に改定したリーフレットを活用するとともに、健全育成委員会等とも連携し、引き続きいじめ防止に向けた啓発を行っていきます。

・子ども問題行動予防及び対応についてのガイドラインを改訂していきます。

(14) 不登校対策（派遣相談員制度)　(指導課)

不登校児童・生徒に教育相談員を派遣し、学校復帰を図ります。

具体的施策　不登校児童・生徒数の出現率の低下

開始年度　平成19年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・不登校出現率（Ｈ１７） 小学校　０.３７％ 中学校　３.５７％	・不登校出現率（Ｈ２１） 小学校　０.２６％ 中学校　３.０３％	・不登校出現率 （不登校者数） 小学校０.２４％台 （９人以下） 中学校　２.７８％台 （５０人以下）

【平成２５年度の取り組み状況】

・平成２５年度の不登校出現率は、小学校０．７８％、中学校５．７８％であり、前年度推移で増加傾向にあります。

・小・中学校全校へスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて教育相談室相談員を派遣しています。

・スクールソーシャルワーカーによる巡回相談を行い、児童・生徒の置かれている環境への働きかけを行いました。

【今後の取り組みの方向性】

・年間３回のふれあい月間に合わせて不登校調査を実施し、不登校児童の状況を把握しながら、個に応じた対応を進めます。また、関係機関連絡会を開催し、様々な機関と連携・協力をしながら不登校児童・生徒の対応に当たります。

・スクールカウンセラー連絡会の内容の充実を図り、スクールカウンセラーと関係機関との連携を図り、不登校への対応の充実を図ります。

・スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒が抱える環境への働きかけを行うことにより不登校の減少に努めます。

・教育相談センターの総合支援センター化に向けた取り組みの充実、体制整備を進めます。

(15) 教育相談の充実　(指導課)

増加している教育相談件数に対応できるよう相談体制を充実させます。

具体的施策　年間相談件数 1800 件程度に対応できる相談体制
精神科医・心理学専門家による助言体制（スーパーバイザー制度）

開始年度　平成１９年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・週５日の相談体制	・スーパーバイザー制度	・週６日相談体制 ・平日の相談時間の延長

【平成２５年度の取り組み状況】

・平成２３年度に確立した週５日（火曜日～土曜日）の相談体制、相談員の専門性の向上のためのスーパーバイザー制度を継続しました。

・来室、電話相談を合わせて６２７件（２０２５回）の相談に対応しました。

・市内小・中学校におけるスクールカウンセラーとの兼務体制を敷くと共に、相談体制の強化を図りました。

【今後の取り組みの方向性】

・スーパーバイザー制度を活用し、専門的な見地からの助言体制の充実を図ります。

・週６日相談体制及び平日の相談時間を延長します。

・教育相談センターの総合相談支援センター化に向けた取り組みの充実、相談・支援体制整備を進めます。
・東京都教育委員会派遣スクールカウンセラーの全小・中学校への配置に伴い、市固有スクールカウンセラーとの同一校複数配置の場合の効果的活用方法に関わる研究を進め、相談体制の一層の強化を図ります。

(16) 特別支援教育の推進　(指導課)

障害のある子や配慮を要する児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な支援体制を確立していきます。

具体的施策　特別支援教室の設置　関係機関との連携支援の為の人的配置　巡回相談実施
開始年度　平成１９年度
数値目標　特別支援教室の設置拡充

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・特別支援教室の設置 １校	・特別支援教室設置の拡充　７校	・特別支援教室の設置 全校

【平成２５年度の取り組み状況】
・特別支援学級設置(副)校長連絡・研修会、特別支援教育巡回指導員の配置、特別支援学級授業改善研修会等を通して、特別支援教育の充実に努めました。
・市内の公立小・中学校全校において特別支援教育コーディネーターを配置するとともに、特別支援教育コーディネーターの専門性に応じた研修のステージ制を進めました。
・各学校への巡回指導を通して特別支援教育の充実に努めました。
・介助員、学級経営補助員を配置し、特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援を行いました。
・教育・保健・福祉等の連携を図る中で、障害のある児童の適切かつ円滑な就学を目的に、「就学支援シート」の活用を図るとともに、早期発見と支援をめざし、就学時健康診断のあり方の検討・検証を行いました。
・全小学校に設置した特別支援教室の充実を図りました。
・平成25年度に策定した「清瀬市特別支援教育推進計画」の推進を図りました、
【今後の取り組みの方向性】
・「清瀬市特別支援教育推進計画　第二次実施計画」の具体的な年次計画を着実に推進します。
・特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内における特別支援教育をさらに充実させます。
・就学支援シート、個別の教育支援計画、個別指導計画の在り方を明確に位置付け、適切な活用を実現することで特別支援教育を充実させます。
・特別支援教室と通級指導学級の在り方を研究し、巡回指導を実施します。
・固定学級の教育課程等を研究し、障害種別に応じた指導の在り方を明確にします。
・総合相談支援センター設置への検討を進めると共に就学相談体制を見直し、より適切な就学を図ります。
・専門家チームを立ち上げ、学校支援をより充実させます。
・保護者・市民への啓発活動を推進し、特別支援教育に対する理解を深めさせると共に、副籍の活性化を図ります。
・特別支援教育に関わる研修会の研修内容をより一層充実させ、教員の専門性の向上を図り

一人一人のニーズに応じた支援を行っていきます。
・特別支援教育巡回指導員の各学校への巡回指導を通して特別支援教育の充実に努めます。

(17) 学校施設設備・環境の充実　(教育総務課)

教育環境の整備充実及び校舎と体育館の耐震化を進めます。

具体的施策　校舎及び体育館の耐震化と大規模改修工事
開始年度　平成18年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・校舎の耐震化　２校 ・校舎の大規模改修 ２校 ・体育館の耐震化及び大規模改修　８校	・校舎の耐震化　全校 ・校舎の大規模改修２校 ・体育館の耐震化　全校 ・扇風機整備　全普通教室	・校舎の大規模改修７校 ・エアコン整備　全普通教室

【平成２５年度の取り組み状況】
・老朽化した校舎の大規模改修を第五中学校で実施し、これまで５校の改修を行いました。また、学校は災害時の避難所と指定されており、非常時の電力確保及び二酸化炭素の削減を目的に太陽光発電設備及び蓄電池を整備しました。
・校舎大規模改修の予定が数年先の学校について、先行してトイレの臭気解消及び便器を洋式化するため、第八小学校のトイレ大規模改修を行いました。

【今後の取り組みの方向性】
・校舎の大規模改修工事をスピードアップするため、市の実施計画により年に２校の改修工事を行うと共に、各学校の実情を踏まえた改修を進めます。
・環境に配慮した太陽光発電をはじめとする省エネ、避難所としての防災機能の強化に着目した施設整備について研究を進めます。
・校舎、体育館の躯体の耐震改修は全校で終了していますが、今後は屋内運動場の非構造部材の点検を実施して、危険箇所の早期改修に努めます。

(18) 学区域等の見直し　(教育総務課)

施設規模や児童・生徒数、学級数、通学距離を考慮し、良好な教育環境を維持する観点から学区域等の見直しを検討します。

具体的施策　隣接学区域との調整区域の設置
　　大規模開発による学区域の見直し
開始年度　平成20年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・隣接学区域との調整区域を設定。４校	・学区域の見直し実施

【平成２５年度の取り組み状況】

・平成２３年度に設置した検討委員会の報告書に基づいて、教育環境の平準化や教室不足の解消に向け、住民説明会及びパブリックコメントを行い、保護者の方や市民の方から寄せられたご意見を踏まえて教育委員会で審議を重ね、平成２５年度に通学区域を変更しました。

【今後の取り組みの方向性】

・緩和措置の終了する平成２７年度以降の新入生は、兄弟姉妹関係を除いて変更後の通学区域の学校に進学することを厳格化するため、小中学校への進学時にトラブルの出ないよう対象地域の保護者へは丁寧な説明により理解を求めていきます。
・兄姉のいる世帯が変更前の学校を継続的に長い期間選択した場合、地域からの孤立、地区活動等に支障が出ないよう早期に変更後の学校への進学を促します。
・中学校の学校選択制度については、通学区域の見直し後も継続しますが、通学区域見直しの実効性を確保する観点から、改めて検証を行います。

５　生涯学び社会に貢献する清瀬

（１）生涯学習情報の発信（社会教育事業の一覧地図）

（生涯学習スポーツ課）

市民の生涯学習を学ぶ場と情報の提供をするため、社会教育事業の活動を的確に把握し、活用できるように情報収集と発信システムを再構築していきます。

具体的施策　ホームページの再構築　　情報誌の発行

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・ホームページの再構築 ・情報誌の発行　年１回	・ホームページの内容の更新　年間随時 ・情報誌の発行　年１回 ・公共施設予約情報管理システムの再構築、利用者端末機を公共施設に設置、インターネットと携帯電話からの施設空き情報と施設予約の利用	・ホームページの内容の更新と拡充　年間随時 ・公共施設予約情報間のシステムの再構築

【平成２５年度の取り組み状況】

・市民の生涯学習の場と情報を提供するため、市ホームページの再構築と情報誌「まなびすと」年１回１，０００部発行しています。
・公共施設予約情報管理システムの再構築として、中清戸地域市民センター、清瀬市消費生活センター、清瀬市児童センター、中里地域市民センター、清瀬市コミュニティプラザと清瀬けやきホールに設置しました。　さらにインターネットと携帯電話・スマートフォンからの施設空き情報と施設予約の利用ができるようにしました。

【今後の取り組みの方向性】

・平成２６年度以降も市民の生涯学習の場と情報を提供するため、市ホームページの再構築と情報誌「まなびすと」年１回発行していきます。

・公共施設予約情報管理システムの再構築として、平成２５年３月１日より新システムが稼働。操作出来なかったマックやスマートフォンに対応し、より身近に空き状況を確認することが出来るようになった。

（2）清瀬市民アカデミー（シニア世代の貢献）　(生涯学習スポーツ課)

生涯学習を推進し、シニア世代の生きがいづくりと充実した生活を送るために生涯学習の機会を提供します。

具体的施策　シルバー健康体操教室　グランドゴルフ教室　ことぶき（シニア）大学
陶芸教室　パソコン講習会（初心者・中級者）
一般講座・教室　市民大学（市内三大学との連携事業を含む）出前講座

開始年度　平成18年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・各種教室・講座の開催２３教室・講座	・各種教室・講座の振興と事業成果の検証	・各種教室・講座の振興と事業成果の発表 ・市民大学の開催 ・家庭教育に関する講座の開催

【平成２５年度の取り組み状況】

・ＩＴ講習１３８回、延べ参加者２，２６６人(サタデーＰＣ談話室、ＰＣ初心者講習、ワード入門、エクセル入門、ワードステップアップ、エクセルステップアップ、画像処理エクセルステップアップ２、パワーポイント、ファイル処理)

・出前講座１７回、延べ参加者８６５人(５分野２４講座 「福祉関係講座、経済関係講座、環境関係講座、防災関係講座、税務関係講座、郷土歴史関係講座、生涯学習関係講座、税金関係講座、健康保険関係講座等」)

・市民講座等

①子ども（夏休み子ども科学教室1回、延べ参加者21人。）

②高齢者（「シニアカレッジ前期」文学散歩3回、延べ参加者82人。江戸の神仏入門4回、延べ参加者207人。歌声喫茶4回、延べ参加者479人。シニアヨガ4回、延べ参加者62人。おりがみ4回、延べ参加者107人。ことばを磨いて活性化3回、延べ参加者131人。
「シニアカレッジ後期」黒田官兵衛とは何者か4回、延べ参加者187人。歌声喫茶4回、延べ参加者447人。笑いと健康4回、延べ参加者165人。アベノミクスとセカンドライフ4回､延べ参加者100人｡シニアヨガ6回、延べ参加者164人。おりがみ4回、延べ参加者83人。）

③その他（日本語学習支援ボランティア養成講座前期・後期13回、延べ参加者245人。英語リスニング力アップ講座12回、延べ参加者113人。ガーデニング講習会1回、5人。JAL工場見学と羽田空港見学1回、延べ参加者30人。知って楽しむ世界遺産講座4回、延べ参加者61人。富岡製糸場バス見学会1回、延べ参加者18人。はじめてのカリグラフィー講座4回、延べ参加者38人。はじめてのベリーダンス講座2回、延べ参加者18人。池田清彦氏

講演会1回、延べ参加者91名。初心者陶芸教室金曜日・土曜日48回、延べ参加者284人。初めての俳句教室6回、112人。）

・大会等

第5回清瀬市石田波郷俳句大会　応募状況

①ジュニアの部	小学校の部	市内公立小学校	3174句
		その他	356句
	中学校の部	市内公立中学校	1602句
		その他	369句
②一般の部			2032句
③新人賞の部			1260句
		総計	8793句

【今後の取り組みの方向性】

・市民の生涯学習推進、シニア世代の生きがいづくりと充実した生活を送るために生涯学習の機会を提供して行きます。高度な知識の学習機会を提供していくため、市民大学や家庭教育に関する講座などを企画・立案し、平成２６年度以降開設に向けた準備を目標としています。

（3）清瀬人材バンクの創設　（生涯学習スポーツ課）

市民や各団体が持っている特技や能力を人材バンクに登録し、学校教育や生涯学習を推進するために活用します。（更新制度）

具体的施策　ジャンル別による登録制度導入

① 家庭生活（食生活、健康、生活経済、生活文化他）
② 教養（言語、人文社会、自然科学、文学他）
③ スポーツ（ダンス、健康スポーツ、武道、野外スポーツ、レクリエーション、球技他）
④ 社会生活（環境衛生、コミュニティ、社会福祉、地方自治、社会経済、教育、情報他）
⑤ 芸術文化（絵画、彫刻、版画、工芸、書道、音楽、文芸、茶華道、手芸、園芸他）

人材バンク活用講座、学校支援ボランティアへの活用

開始年度　平成20年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・登録制度の導入 登録制　３年 更　新　随時 ・活用講座の開催　随時 （継続）	・登録制度の拡充 登録制　３年 更　新　随時 ・活用講座の開催　随時 （継続）

【平成２５年度の取り組み状況】

・ 平成２５年度清瀬市人材バンク派遣依頼は２件でした。
・ 人材バンク登録者　２０人　５分野　２２項目

【今後の取り組みの方向性】

・ 「清瀬人材バンク・手と手」を教育、芸術、文化、スポーツ・レクリエーション等の

５分野３４項目の講師登録者の募集、講師派遣依頼の受付を随時行っていきます。

・ 指導者、講師等を探している市民への情報提供と生涯学習活動の手伝いをしていただいた市民に、講師となって指導を行っていただくなど登録者の増も含め人材活用に努めていきます。また、小中学校に対する学校支援ボランティアの活用についても努めていきます。

（4）生涯スポーツの推進

（生涯学習スポーツ課）

生涯スポーツを通して広く市民の間にスポーツを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図り、併せてスポーツの振興の発展に寄与することに努めます。

具体的施策　スポーツ振興計画の策定・実施計画・事業の推進　第６８回国民体育大会の競技の開催　国民体育大会実行委員会の設置　競技開催会場の整備　東京都市町村総合体育大会の開催及び実行委員会の設置

開始年度　平成22年度

数値目標の調整

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
―	・国民体育大会実行委員会の設置に向けた準備計画の策定と設立準備 ・競技開催会場の整備のための設計	・国民体育大会実行委員会の開催 ・国民体育大会実行委員会専門委員会の開催 ・競技開催会場の整備 ・国民体育大会リハーサル大会の開催 ・スポーツ振興計画の策定 ・スポーツ振興計画による実施計画 ・スポーツ振興計画による事業の推進

【平成２５年度の取り組み状況】

・スポーツ祭東京２０１３第６８回国民体育大会サッカー競技（女子）のデモンストレーションとしてのスポーツ行事少年少女スポーツサッカーの開催(小学生女子対象)
　参加者数　低学年（1～3 年生）7 チーム、高学年（4～6 年生）13 チーム計 250 名

・スポーツ祭東京２０１３第６８回国民体育大会サッカー競技（女子）開催
　参加者数（観客 1776 名・選手監督 160 名・大会関係者ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ含む 740 名）2734 名

・多摩・島しょスポーツ振興事業等による日テレベレーザとスフィーダ世田谷の練習試合及び選手によるサッカー教室及び東京ヴェルディ育成スタッフによるサッカー教室を実施　参加者数　（親善試合・観客数等 350 名・　教室 153 名）

【今後の取り組みの方向性】

・スポーツ振興計画の策定と実施計画による事業の推進
・東京都市町村総合体育大会の実施及び実行委員会の設置

（5）ブックスタート事業の推進

（図書館）

赤ちゃんの時の本との出合い、親子で読む絵本の楽しさ、語りかけの大切さを伝えます。

具体的施策　ブックリストの配布　絵本の読み聞かせ　講演会の実施

開始年度　平成18年度
数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・絵本を通じての親子のふれあい（継続）	・ブックリストの配布 500～600 冊 ・絵本の読み聞かせ 36 回 ・講演会　平成 20 年度以降は 0 回 ・読み聞かせボランティアの育成と支援　ボランティア登録者　17 名 ・読み聞かせボランティア養成講座開催 0 回	・ブックリストの配布 700 冊 ・絵本の読み聞かせ 48 回 ・読み聞かせボランティアの育成と支援　ボランティア登録者　20 名 ・読み聞かせボランティア養成講座　平成 27 年度に 3 回

【平成２５年度の取り組み状況】

・健康センターで行われる１歳６か月児健診を受診する親子へ、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ・手遊びを実施し、併せてブックリストを配布しました。
１２回　５００冊

・「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」のサービスの向上と充実を図るため、実施回数と実施会場を拡充し、６月より「元町つどいの広場」が月に１回から２回の実施へ、また「ころぽっくるつどいの広場」（児童センター）で新たに実施を開始しました。
４会場　５６回　１，０８２名

・事業の拡充に伴い新たにボランティアを募集しました。
５名追加登録し　計１６名登録

・毎月定期的に勉強会を兼ねた定例会を開催し、読み聞かせボランティアのスキルアップを図りました。　８回

・ブックスタート事業の施策も含め、清瀬市の子どもたちの読書環境の整備と、読書活動を推進するための施策の方向性を示した「第２次清瀬市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

【今後の取り組みの方向性】

・１歳６ヶ月児健診時に実施している、乳幼児向けブックリストの配布は、図書館の利用促進を図るために今後も継続していきます。
・ブックリスト「だっこしてよんで」について定期的に改訂版を作成し、常に魅力ある絵本を紹介しいきます。
・読み聞かせボランティアについては、ブックスタート事業への理解を深めることに努め、積極的な事業への参加を募り、スキルアップの支援を図ります。

（6）学校支援の推進　（図書館）

公立図書館と学校図書館との連携を深め、学習活動の支援に努めます。また、子どもの読書活動の推進を図ります。

具体的施策　学校を訪問してのブックトーク事業　団体貸し出し・施設見学、職場体験の受け入れ

開始年度　平成20年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・学校との連携・支援（継続）	・学校訪問　6～8校 ・団体貸出　5,000冊 ・施設見学　150名 ・職場体験　15名	・学校訪問　9校 ・団体貸出　7,500冊 ・施設見学　300名 ・職場体験　15名

【平成２５年度の取り組み状況】

希望のあった市内の公立小学校２年生を訪問し、図書館を紹介する紙芝居、ブックトーク等を実施し、読書活動の推進、図書館の利用拡大に努めてきました。

９校２２クラス

・時代に沿ったブックリストの見直しを実施しました。

・市内各図書館から最寄の公立学校のクラス単位に、１回１００冊ずつの団体貸出を実施し、学校図書館の本だけでは満足できない子どもたちの読書意欲に応えました。

４，６２８冊

・図書館の利用促進を目的に、学年毎に来館した児童に図書館の利用方法の説明、館内の案内、絵本の読み聞かせ、ブックトーク等を実施しました。　１６８名

・図書館を利用するだけでは理解しにくい実際の業務を体験することで、今まで以上に図書館が身近に感じられるように、学校からの職場体験要請に積極的に協力しました。

１８名

・学校支援の施策も含め、清瀬市の子どもたちの読書環境の整備と、読書活動を推進するための施策の方向性を示した「第２次清瀬市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

【今後の取り組みの方向性】

・市内の公立小学校への周知を徹底し、連絡を密に取りながら学校訪問によるブックトーク等の全校実施を目指します。

・学校訪問用図書館紹介紙芝居の改訂を図ります。また、本の紹介やブックトーク等の実施により、子どもたちが本に興味を持つように努めます。

・団体貸出用の資料は一般の利用者と共用のため、１館に団体貸出が集中することがないよう、児童書を所蔵する５館で効率良く利用の拡大を図ります。

・施設見学については、館内整理日や開館時間前の時間を利用し、質疑応答や機器使用体験等を追加する等、見学内容の充実を図り、図書館への興味を促します。

（7）障害者サービスの推進　（図書館）

「誰もが利用できる図書館を」の考え方から、心身の障害等のため図書館の利用に支障がある方へ、サービスを提供します。

具体的施策　対面朗読　録音図書作成　宅配サービス

開始年度　平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・誰もが利用できる図書館（継続）	・対面朗読　11回 ・DAISY録音図書作成　12タイトル ・宅配サービス　25回 ・プライベート録音図書作成　12タイトル　12点 ・郵送貸出し　1,450点 ・朗読（音訳）ボランティアの育成と支援　登録ボランティア　18人	・対面朗読　50回 ・DAISY図書作成　20タイトル ・宅配サービス　40回 ・プライベート録音図書作成　12タイトル12点 ・郵送貸出し　1,550点 ・朗読（音訳）ボランティアの育成と支援　登録ボランティア　30人

【平成２５年度の取り組み状況】

・元町こども図書館・市内公共施設において、対面朗読を実施しました。　３３回
・朗読（音訳）ボランティアにより、DAISY録音図書を作成しました。　５タイトル
・朗読（音訳）ボランティアにより、利用者の要望に応え、プライベート録音図書を作成しました。　６タイトル　１７本
・心身の障害等により来館が困難な方へ資料を自宅・施設等へ届ける宅配サービスを実施しました。　２７回　２１０点
・利用者のリクエストに応えて所蔵している資料の他、市内の図書館で未所蔵の資料についても、他の自治体の図書館から借用し郵送による貸出を行いました。
郵送貸出　１，７９４点
・ボランティアの育成に関しては、個々のスキルアップを図るため中級音訳朗読者講習会を５回にわたり実施したほか、毎月、定例会・勉強会を開催しました。
定例会･勉強会　２１回　ボランティア登録者　１６名

【今後の取り組みの方向性】

・図書館内のポスター掲示、ホームページへの掲載等、市民の方へサービスの周知を図ります。
・清瀬駅から近く交通の利便性が良い清瀬けやきホール内の、元町こども図書館に設置した朗読録音室を拠点とし、対面朗読の一層の充実を図ります。
・DAISY 図書作成については、利用者の要望を考慮しながら地域資料関係を中心に、資料の充実を図ります。
・宅配サービスにおいては、利用の拡大のためサービスの基盤を整えます。
・年々利用が増加している郵送貸出は、更に周知に努め充実を図ります。
・朗読（音訳）ボランティアに関しては、ボランティア個々のスキルに合わせた、効率的な運営を目指します。また今後も定例会や勉強会を継続的に実施し、情報の共有化による質の向上とスキルアップを目指します。
・障害者のための「ハンディキャップサービス利用案内」の内容を精査し、改訂版を作成します。
・ハンディキャップサービス用資料の目録を整備し、Ｗｅｂからもご利用いただけるように努めます。
・図書館内のポスター掲示、ホームページへの掲載等、市民の方へサービスの周知を図ります。

清瀬市教育委員会事業の点検及び評価について

吉 野 尚 也(学校法人竹早学園理事長)

平成 18 年度に清瀬市教育委員会は、「活き活きと学び合う清瀬」「当たり前のことが当たり前にできる清瀬の教育」を標榜し、10 年間を見据えて策定した「清瀬市教育総合計画マスタープラン」は、策定から 5 年後の平成 22 年度を調整年度として目標設定の見直しを行い、当該 25 年度は、最終 27 年度の最終年度を見据えた後期 3 年目の点検評価である。

去る平成 26 年 7 月 7 日から行われた「平成 26 年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告(平成 25 年度分)報告書に係る有識者説明会では、会の冒頭に各所管課長・館長に対し「総花てきではなく「①うまくいった事②どうもうまくいかなかった事」とその原因について説明してほしいとお願いした。

以下、目標達成の「5 つの柱」について述べる。

1.**「地域と共に子どもを育む清瀬」**では、当初 1 小学校区でスタートした「コミュニティはぐくみ円卓会議」は、昨年度までに 5 校区が組織され、「防災フェア in 清瀬高校」や「三小見守り隊」、更に「三小 50 周年での校庭の草刈り」等、まさに「地域と共に子どもを育む清瀬」が具現化されていることを高く評価したい。

それは、教育は次代に生きる人間を教え育てることによって、次代を創造する人間として最も基本的な営みだからである。

更に、「教育委員会だより=きよせ=」「学校だより」「ホームページ」の充実と共に、東京で 54 年振りに開催された第 68 回国民体育大会の女子サッカー競技及びデモストレーションとしてのスポーツ行事少年少女スポーツサッカー会場としての運営の成功など、今後の「手をつなぎ、心をつむぐ　みどりの清瀬」につなぐものと期待したい。

一方、昨年「子どもの居場所づくり」として中・高生にも配慮してほしいと要望したが、早速平成 26 年度から地域児童館に午後 5 時～7 時まで「中・高生タイム」を設けるとのこととなり、市民のニーズに応えるものである。

2.**「基本的な生活習慣を育む清瀬」**では、「人として当たり前にできる生活習慣の徹底」と「健康教育・食育等の充実」をねらいとし、子育てサポートとして家庭教育講座やハンドブック作成、健康教育推進運動として生活状況調査や薬物乱用防止教室の実施、青少年の体験活動の推進として夏休み子ども科学教室や宿泊スポーツ体験の実施、社会の基本的ルールの形成として各地区での青少年問題協議会の開催、そして、食育の推進として小・中学校給食に地場産野菜を取りいれたり、食物アレルギー対応マニュアルの作成等々地道な活動

が継続されていることに敬意を表したい。

ただ、この柱の大きなねらいは、「子どもに大人の後姿を見せて、真似させる(学ばせる)」ことが主眼だったことを忘れぬようにしたい。

3.**「美しい緑・自然と文化を誇る清瀬」**では、「清瀬の自然や文化を誇る市民の育成」と「学校教育と生涯学習までの取り組みを統合化する」ことがねらいだけに、先ず、清瀬の誇る「ケヤキロードギャラリー」を「きれいにし隊」のボランティアの方々が隔週土曜日の朝に道路清掃を継続されておられることに敬意を表したい。そんな大人の後ろ姿こそ子どもはじっと見ているものである。

又、第 5 回「俳人石田波郷展」が開催され、8,793 の投句があったとのこと、そして、「清瀬市史編纂室」が市民部局に設置されたとのこと、嬉しい次第である。郷土や母校は人の根っこだけに「根無し草」にはなりたくないものである。

ただ、「学校緑化」の一環として「校庭の芝生化」について、その維持管理にご苦労しておられるとのこと、緑と自然を愛する清瀬だけに、今後何らかの手立てが欲しいものである。

4.**「学校が自信をもち信頼される清瀬」**では、「生きる力」として「確かな学力」と「豊かな人間関係」そして「健やかな体」を育むことによって、学校が保護者や地域に信頼されることをねらいとして、「学力向上アクションプラン」「清瀬教師塾」「教育課題研究指定校」「外国語教育の推進」「読書活動の推進」と共に「体力の向上の推進」や「命を大切にする心の教育の推進」等々、多彩で地道な施策実践がなされている。

それは、「当たり前のことが当たり前にできる清瀬の教育」の根幹部分であるだけに、今後とも決して派手になることなく、地道な実践を重ねてほしいと願うものである。

5.**「生涯学び社会に貢献する清瀬」**では、「生涯学習情報の発信」としての「ホームページの再構築」や「市民アカデミー」による「シニア世代への貢献」が「市民大学」にまで発展・充実」したことを再度評価し、多分清瀬に眠る素晴らしき人材を大いに発掘し、「人材バンク」として更に活用されることを願うものである。図書館で発行されている「だっこしてよんで」のはじめての絵本リストに始まり、「子ども読書活動推進計画」や「IT 講習会」の民間講師導入、障害者への「対面朗読」の充実等、幼児からシニア世代に対する施策の充実を喜ぶ次第である。

今後とも、必要な人的措置や市民参加を促し、後期マスタープランの目標達成に向けて地道に歩を進めてほしい。

完成年度を迎えつつある重点事業及び具体的施策の取り組み状況について

田 村 真 広(日本社会事業大学准教授)

清瀬市教育総合計画マスタープラン「活き活きと学び合う清瀬」は、平成 27 年度を見据えたプランである。最終的な調整がなされるべき時期に入ったという認識を持って、平成 25 年度の点検・評価を行った。

５つの重点事業は、全体としては最終年度に向けて着々と進められ、適切な調整もされている。いっぽうで、課題の統合・重点化や一層の工夫が期待される点も見いだされた。

１.「地域と共に子どもを育む清瀬」については、コミュニティはぐくみ円卓会議が 5 校区で開催された。スポーツ振興は変わらずに活発である。放課後子ども教室は開設校区数としては最終目標を達成し参加者数も 2 万人を超えた。子どもの居場所とは、子どもが自己有用感を高める場所で、学校とは異なる環境であることに意味がある。放課後子ども教室は市民のニーズに応えて冬季の時間延長を、さらには中・高校生の居場所づくりに引き続き注力されたい。

２.「基本的な生活習慣を育む清瀬」については、子育てサポート、健康教育、食育の推進が旺盛に展開された。子育て支援事業には、延べ人数では多くの参加者が集っているが、総合相談支援センターの設立に向けた意向調査の意味を含めて、ターゲットを絞った企画の実施にも期待したい。「かんたん！おすすめレシピ集」の普及、食育リーダーの研修会、地場産の野菜を給食に取り入れ、アレルギー対応を強化した点などは評価できる。今後は、子育てサポートは市民の安心感にどのように寄与したのか、食育は市民の健康向上にどのような効果をもたらしたのか、検証可能な仕組みを取り入れるとともに、潜在ニーズにも施策を広げる努力を期待したい。

３.「美しい緑・自然と文化を誇る清瀬」については、郷土学習、学校緑化に進展が見られた。清瀬市歴史・文化双書の第 1 巻『清瀬の民俗行事と民俗芸能』が刊行されるとともに、長年の懸案だった清瀬市史編纂委員会が市長部局に設置され、職員 3 名が配置されたことを歓迎したい。ようやく事業が始まり、郷土博物館の開館 30 周年という節目にふさわしい企画になったといえる。資料のデータ化による文化財保護の推進とあわせて、市民参加による文化振興への弾みとしたい。壁面緑化は 13 校で実施され、校庭芝生化は 8 校で実施された。必要な場所の選定、メンテナンス等、費用対効果を考慮した適切な実施に努めていただきたい。

４.「学校が自信をもち信頼される清瀬」については、学力向上、読書活動、不登校対策、教育相談、特別支援教育に顕著な前進が見いだせた。本市児童・

生徒の課題に特化した調査の上に塾講師を配置した学習指導、「清瀬の１００冊」の活用を図った読書活動については、効果測定をふまえた事業継続が求められる。増加傾向の見られる不登校については、個別対応が常に求められる領域であるがゆえに、数値目標である「不登校の減少」にとらわれるのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が連絡調整を行って不登校という現象の起きる環境要因と内的要因を丁寧に調査分析し、総合的な対策を打ち出すことが重要である。特別支援教育についても、個別指導計画づくりが求められる点では、専門家チームの連携が同様に重要である。重点事業４については、概して課題が有機的な関連性がなく列挙されているような印象が否めない。もしも課題が散漫になっているのだとすれば、課題への取り組み効果をどんなに測定しても、実感を伴った効果があがっているかは疑わしい。一例を挙げれば、本市では、特色ある学校づくりのために管理職がプレゼンテーションを行い、「特色ある学校づくり事業費」を各学校に年間平均 30 万円程度を配当している。配当することは是だとしても、各学校に求める特色とはいったい何であろうか。義務教育学校に格差をつけることではないはずである。新たな課題を付与して学校現場を慌ただしくすることでもないだろう。自信を持ち信頼を得ていく子どもを育てるという目的に沿って、英語、食育、環境、読書、体力向上、命、キャリア等について、各学校にとって切実となっている課題の追究を支援することであろう。課題設定に当たっては各学校における意思決定、すなわちボトムアップの手法の成否が鍵になるのではないだろうか。

５.「生涯学び社会に貢献する清瀬」については、生涯学習情報「まなびすと」の発信、清瀬市民アカデミーの開催、スポーツ祭東京 2013 第 68 回国民体育大会サッカー競技の実施に関連した諸行事、ブックスタート事業、ブックトークの実施、団体貸し出し、誰もが利用できる図書館整備などにおいて堅実な取り組みがなされてきた。人材バンクの登録と利用は本市の人口規模に比して低調であり、引き続き対策を強化すべき課題である。図書館のハンディキャップサービス用資料については、目録整理に着手した。Web からも利用が可能となるよう着実な整備に期待したい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された。首長が主宰する「総合教育会議」において大綱を策定する。教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置き、首長が任命権を持つことになった。国会審議では、教育委員会の廃止や執行権限の縮小までもが議論されたが、教育行政の執行権限はほぼこれまで通りに残ることになった。いずれにせよ、教育委員会はその発足以来の大きな転換期を迎えることとなった。

本市のマスタープランは、任期が満了するまでは在職する現行委員によって、完成年度に向けて進行する。とはいえ、法改正の趣旨の反映は、現在の教育委

員会にも求められるだろう。すなわち、教育行政における責任の所在の明確化、市民への積極的な情報提供、いじめなどの重大事案への迅速な対応である。

ところで、今、義務教育六・三制の見直しが話題にのぼっているが、新教育委員会制度のもとで懸案の解決が進むことになるのだろうか。教科内容の到達度が小学校で７割、中学校で５割程度と囁かれる現状にあって、本市は独自に学力格差対策について様々な施策を打ってきた。施策の展開から見れば、義務教育六・三制の見直しは、人々の目先は変えるけれども多額の浪費を伴う愚策に終わる可能性が高い。そもそも新制度が地方自治体や各学校、保護者への権限委譲を促すのではなく、国から地方自治体へと難題を委譲するしくみに過ぎなかったのではないかとの疑念もくすぶる。義務教育六・三制見直しのような「課題」が今後降りてきた時には、どのように議論を整理していくべきなのか。

児童生徒の教育を受ける権利の保障に万全を期し、市民本位の改革を進めるために、教育委員会をいかに機能させるのか。全体状況を見渡せる人口規模の本市においては、小中１４校という学校数を所管する教育委員会の役割とその活性化への期待は非常に大きい、とだけ申し述べておきたい。以上

＜資料 1＞

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

（目的）

第 1 条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、清瀬市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

(1) 点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

(2) 評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第 3 条　点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

（点検及び評価の実施）

第 4 条　委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

2　委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3　委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4　委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

（学識経験者等の知見の活用）

第 5 条　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

（委任）

第 6 条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

＜資料 2＞　　清瀬市教育総合計画マスタープラン（後期実施計画）　概要版

活き活きと学び合う清瀬

～当たり前のことを当たり前にできる教育～

１　マスタープランの見直しの趣旨

清瀬市教育委員会では、「当たり前のことを当たり前にできる教育」をスローガンに平成１８年３月に平成１８年度から平成２７年度までの 10 年間の教育指針である「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定いたしました。

そして、１０年間を前期（平成１８年度から平成２２年度）と後期（平成２３年度から平成２７年度）に分け、平成２２年度を調整年度とし後期５年間の計画の見直しを行うことといたしました。

この計画が平成２２年度の中間年度を迎え、これまでの重点事業の達成状況等を検証するとともに、第３次清瀬市長期総合計画の後期基本計画（平成２１年度から平成２７年度）に沿った、より効果的な施策、事業を展開することを目的に見直しを行うこととしました。

２　マスタープランの性格

このマスタープランは、学校教育と生涯教育が共に補完、協力しあうものとの認識に立ち、改めて教育を振り返り、現状や課題を見つめ直しました。

そして、市政の基本方針として掲げている「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」の視点に立って、清瀬の教育を市民の皆様とともに考え、共に歩んでいく行動指針とするものです。

そのため、マスタープランの期間における市教育委員会としての具体的な事業を記載するとともに、その目標も併せて記載いたしました。市民の皆様のご協力やご意見等をいただきながら取り組んでいきます。

３　見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての基本的な考え方は、基本方針達成のために展開する５つの柱の各重点事業の平成２２年度までの目標達成状況を検証し、平成２７年度までの５年間の目標を見直すとともに、平成１８年度から平成２２年度までの間に新たな教育課題に対応するために立ち上げた新規事業を重点事業に追加し、また、重点事業をより一層の明確化、効率化を図るための統廃合を行うこととしました。

４　基本方針

○ 活き活きとした学び合いができる教育環境を実現します。
○ 当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底します。

10 年後の清瀬の教育の姿を「活き活きと学び合う清瀬」を基本理念として、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底していきます。

「活き活き」とは、自己満足のレベルに留まらず個々に身に付けているものを互いに学び合いながら、活力のある活発な活動を展開する姿であります。

また、今までの教育が培ってきた「勤勉さ」「正義感」「生活習慣」「規範意識」等への価値の軽視が、さまざまな教育課題となっていることから、当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底させていきます。

５　目標達成のための５つの柱

活き活きと学び合う清瀬の教育を実現するために「５つの柱」で取り組みます。

（1）地域と共に子どもを育む清瀬

○ だれもが参画し学び合える地域社会を進めていきます。
○ 地域が子どもを育てる取組を充実・発展させていきます。

重点事業と具体的施策　　※　A：平成 22 年度までの到達状況　　B：平成 27 年度までの目標

① 地域とのつながりを作るコミュニティ会議（A：会議設置２小学校区　B：同７小学校区）
② 学校サポート組織の充実（A：学校サポートチームの設置５校　B：同１４校）
③ 広報メディアの拡大（A：ホームページによる情報発信　B：ホームページ内容の更新・拡充）
④ 児童・生徒の安全の推進（A：安全対策の拡充　B：安全対策の拡充）
⑤ 青少年の健全育成（スポーツ）（A：スポーツ事業成果の検証　B：スポーツ事業成果の検証）
⑥ 青少年の健全育成（A：放課後子ども教室小学校８校区　B：放課後子ども教室小学校９校区）

（2）基本的な生活習慣を育む清瀬

○ 人として当たり前にできる生活習慣を徹底していきます。
○ 健康教育・食育等を一層充実させていきます。

重点事業と具体的施策　　※　A：平成 22 年度までの到達状況　　B：平成 27 年度までの目標

① 子育てサポート（A：子育て支援講座の開催、ハンドブック発行　B：事業成果の検証、ハンドブック発行）
② 健康教育推進運動（A：啓発活動の実施　B：健康教育推進週間設定）
③ 青少年の体験活動の推進（A：健全育成発表会の推進　B：健全育成発表会の推進）
④ 社会の基本的ルールの形成（A：地区委員会の開催　B：地区委員会の開催）
⑤ 小・中学校における食育の推進（A：食育指導全体計画作成　B：食育の推進・拡充）
⑥ 学校給食設備･備品等の充実（A：設備･備品の更新整備、ドライ運用の推進　B：更新整備・ドライ運用の推進）

（3）美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

○ 清瀬の自然や文化を誇る市民を育成します。
○ 学校教育から生涯学習までの取組を統合化していきます。

重点事業と具体的施策　　※　A：平成 22 年度までの到達状況　　B：平成 27 年度までの目標

① 郷土学習の推進（生活体験）（A：自然観察会の実施　B：ガイドブック作成、観察会等の拡大）
② 郷土学習の推進（文化財・芸能）（A：出前講座の実施　B：市史編さん委員会の設置及び編集）
③ 文化財保護の推進（A：資料のデータ化　B：資料データ化・資料公開と推進）
④ 市民文化の意識向上（A：企画展・市内作家展の実施　B：企画展、鑑賞会等の充実）
⑤ 学校緑化の推進（A：壁面緑化８校、校庭芝生化３校　B：壁面緑化１４校、校庭芝生化８校）

（4）学校が自信を持ち信頼される清瀬

○ 子どもに「確かな学力」「豊かな人間関係」等が身につくよう鍛えます。
○ 保護者・地域に信頼される学校をつくります。

重点事業と具体的施策　※ A：平成22年度までの到達状況　B：平成27年度までの目標

① 学力向上アクションプラン（A：平均達成率70%　B：平均達成率75%、学力向上推進校充実）
② 清瀬教師塾（教員研修事業）（A：教員の参加者1,055人　B：教員の参加者1,350人）
③ 教育課題研究指定校（A：研究校指定14校　B：特色化に伴う指定校制度の確立）
④ 外国語（英語）教育の推進（A：英語指導員配置小学校5・6年 年間30時間、中学校 年間13時間　B：　同小学校 年間35時間、中学校 年間20時間）
⑤ 読書活動の推進（A：推進校4校、読書活動推進計画策定　B：学校間相互利用システム構築）
⑥ 体力向上の推進（A：体力向上推進委員会設置、小学校連合運動会実施　B：体力向上計画作成、連合運動会継続）
⑦ 命を大切にする心の教育の推進（A：指導の在り方検討委員会設置、心の教育の年間指導計画作成　B：心の教育の年間指導計画の改定）
⑧ 特色ある学校づくりの推進（A：全小学校に環境博物館設置　B：環境教育、読書活動、スポーツ教育等特色ある学校教育の推進）
⑨ キャリア教育の推進（A：職場体験学習 全中学校３日間　B：同５日間、市独自のキャリア教育プログラム作成）
⑩ 小中連携校（A：連携校１０校　B：連携校２０校）
⑪ 保幼小連携（A：合同研修・連絡協議会　B：合同研修会の実施、小学校区別連絡会の実施）
⑫ 教育なんでもテレホン（A：なんでもテレホンの設置　B：常駐専門相談員による相談体制）
⑬ いじめ問題への対応（A：いじめ解消率９２．３%、リーフレット作成　B：同９５%以上、ガイドラインの改定）
⑭ 不登校対策（派遣相談員）（A：出現率　小0.26%　中3.03%　B：同 小0.24%台　中2.78%台）
⑮ 教育相談の充実（A：スーパーバイザー制度　B：週６日相談体制、平日相談時間の延長）
⑯ 特別支援教育の推進（A：特別支援教室設置　７校　B：同　全校）
⑰ 学校施設設備・環境の充実（A：校舎耐震化　全校　B：校舎大規模改修７校、エアコン整備）
⑱ 学区域等の見直し（A：隣接学区域との調整区域の設定　４校　B：学区域の見直し実施）

（5）生涯学び社会に貢献する清瀬

○ 互いに学び合える環境づくりをより一層進めていきます。
○ 社会貢献へのしくみづくりを確立します。

重点事業と具体的施策　※ A：平成22年度までの到達状況　B：平成27年度までの目標

① 生涯学習情報の発信（A：ホームページの更新、情報誌発行　B：ホームページ拡充、情報誌発行）
② 清瀬市民アカデミー（シニア世代の貢献）（A：各種教室・講座の振興と事業成果の検証　B：同事業成果の発表、市民大学・家庭教育講座の開催）
③ 清瀬人材バンクの創設（A：登録制度の導入、活用講座の開催　B：登録制度の拡充）
④ 生涯スポーツの推進（A：国民体育大会実行委員会準備計画の策定、　B：国民体育大会実行委員会の開催、競技開催会場の整備、スポーツ振興計画の策定）
⑤ ブックスタート事業の推進（A：ブックリスト配布500冊、絵本読みきかせ36回　B：同700冊、48回）
⑥ 学校支援の推進（A：訪問6校、団体貸出5,000冊、施設見学150名　B：同9校、7,500冊、

300 名）

⑦ 障害者サービスの推進（A：対面朗読 11 回、宅配サービス 25 回　B：同 50 回、同 40 回）

6　推進体制

「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、今後 5 年間（平成 27 年度まで）における教育を集中的・計画的に実施していくために、次の推進体制により目標の実現を図っていきます

■　教育目標の見直し

マスタープランの実現状況に応じて教育目標を毎年見直し、重点事業と実現状況の整合性を図ります。

■　年度目標の設定・評価

計画の推進に当たっては、毎年度教育委員会において、年度目標の確認（５月）、進行状況の把握と修正（10 月）、年度の目標到達の評価（２月）を行います。

■　点検評価制度の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」により清瀬市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものです。施策の取り組み状況及び今後の取り組みの方向性を明らかにし到達目標に向かって効果的な教育行政を進めていきます。

■　外部評価の活用

教育委員会だよりや教育委員会ホームページ等により、マスタープランの進行状況をお知らせするとともに、市民から意見や要望がいただけるようにしていきます。

マ ス タ ー プ ラ ン 推 進 体 制

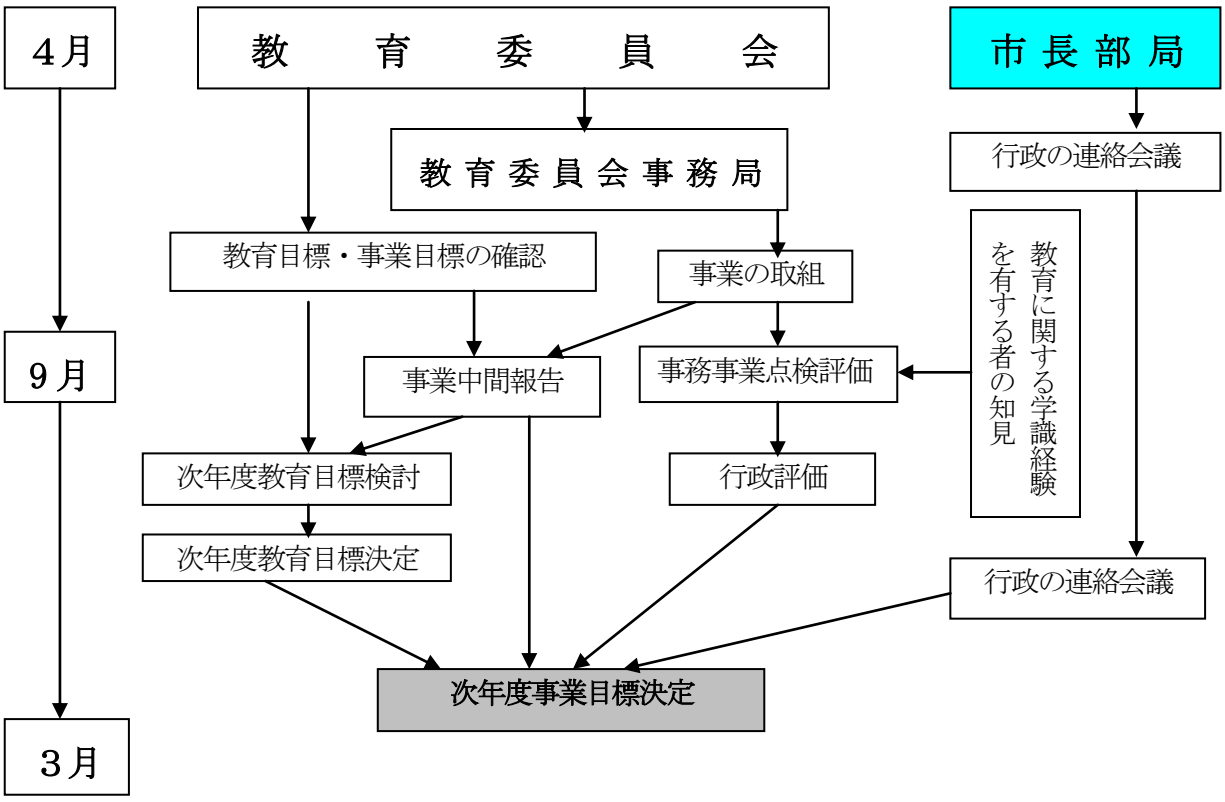

平成26年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成25年度分）報告書

平成26年8月発行
発 行　清　瀬　市　教　育　委　員　会
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
電 話　042-492-5111 ・ FAX　042-495-3940